様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	1

担当課	部課等名	高崎_地域生活課
	電話番号	０９８６－６２－４４１１
件　　名		都城市高崎福祉保健センター移動観覧席座ストッパーゴム交換修繕
業務等の内容		本件は、高崎福祉保健センター多目的ホール内にある移動観覧席について、経年劣化した移動観覧席座ストッパーゴムを交換修繕するもの
契約の相手方	所在地	東京都武蔵村山市伊奈平一丁目70番2号
	名　称	ＫＳＳ株式会社
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当 上記事業者は、当該設備の設置事業者であり、また、保守点検業者でもあるため、設備全般に精通しており、施行後の監視・点検体制もスムーズに行える。 仮に他事業者が本修繕を行った場合、保守事業者と修繕事業者が混在することになり、事故等が発生した際の責任の所在が不明確となるほか、性能保証も得られなくなるおそれがある。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契約締結日		令和８年７月１日
契約金額		1,506,230　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	2

担当課	部課等名	環境政策課
	電話番号	０９８６－２３－２１３０
件　　名		都城市指定ごみ袋製造及び保管・配送業務委託
業務等の内容		指定ごみ袋の製造及び在庫の保管並びに登録業者への納品という一連の業務を行うもの
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市高城町穂満坊750番地
	名　称	益山商工株式会社
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当 本市では、一定の規格を定めて指定ごみ袋を製造し、指定ごみ袋取扱業者として登録された事業者（登録業者）にごみ袋を販売している。 本業務の受注者は、製造した指定ごみ袋について、自社倉庫内の在庫管理及び入庫状況を把握し、登録業者からの注文に応じて、配送を行う必要がある。 上記事業者は、指定ごみ袋の製造から保管・配送までの一連の業務を実施できる市内で唯一の事業者である。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契約締結日		令和８年７月１日
契約金額		44,682,000　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	3

担当課	部課等名	環境業務課
	電話番号	０９８６－２４－５５６０
件　　名		使用済小型家電引渡しに係る契約
業務等の内容		「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」に基づき、都城市で回収した使用済小型家電を、認定業者へ都城市が搬入し売払うもの
契約の相手方	所在地	熊本県水俣市塩浜町２７８番地６
	名　称	アクトビーリサイクリング株式会社
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当
		使用済小型家電は、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」に基づき、環境省の認定事業所へ引渡しを行う必要がある。 本市で排出された使用済小型家電は、環境業務課職員が公用車に積載し、認定事業所に搬入する必要があるが、県内に使用済小型家電を引き渡すことができる認定事業者は無く、最短距離にある鹿児島市の認定事業所を引渡し先に選定しようとしたが、本市の仕様に適さないため、次に運搬距離が短い上記の認定業者と随意契約するものである。
契約締結日		令和８年７月１日
契約金額		555,995　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	4

担当課	部課等名	みやこんじょＰＲ課
	電話番号	０９８６－２３－２１９３
件　　名		バイヤー商談会開催等業務委託
業務等の内容		都城市の農林畜産物を用いた加工食品を取り扱っている市内事業者（農家、農業法人、商工事業者）を対象に、商談会の成約率向上のための個別面談会を実施するとともに、首都圏の百貨店、高級スーパー並びに食品専門店等のバイヤーとの商談会を開催するもの
契約の相手方	所在地	宮崎県宮崎市旭1丁目6番25号
	名　称	Ｋ・Ｐクリエイションズ株式会社
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当 本業務を実施するためには、面談対象の市内生産者(農家・商工業者)の経営状況や農林畜産物を含めた市内加工食品の状況(製造可能なロット数・生産や製造方法・消費期限等)などを熟知している必要がある。また、商談会を開催するためには、首都圏の百貨店・高級スーパー・セレクトショップ等の食品取扱店等のバイヤーとの人脈があり、バイヤーを本市に招聘するだけの営業力が必要である。 上記事業者は、本市及び県等で同様の委託事業を受託した実績があり、本市の生産者・加工食品について熟知している。また、本市での委託事業でバイヤー３者以上を同日に本市に招聘した実績があり、これら実績と人脈、営業力を持ち、効率的かつ適切な業務遂行が可能なのは上記事業者だけである。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契約締結日		令和８年７月１日
契約金額		2,442,000　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	5

担当課	部課等名	みやこんじょＰＲ課
	電話番号	０９８６－２３－２６１５
件　　名		観音池公園、高崎パークゴルフ場倒木撤去業務委託
業務等の内容		本業務は、観音池公園、高崎パークゴルフ場の２施設における倒木処理を行うもの
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市高城町石山4195番地
	名　称	都城ぼんち地域振興株式会社
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当 令和８年６月２日に本市に接近した台風６号の影響により、各施設に倒木が多数発生し、施設の利用及び通行等に危険が生じており、危険の除去及び市民サービス低下を防ぐ必要がある。 上記事業者は、当該施設の指定管理者であり、樹木を含めた施設の総合的な管理を行っていることから、安全で正確な履行が可能である。また、台風による被害状況を最も詳細に把握しており、各施設の地形や樹木の配置、利用者の動線等を熟知していることから、迅速かつ効率的な作業が可能である。上記事業者は、指定管理者として当該施設の管理責任を負っており、倒木処理後の復旧作業や継続的な安全管理についても一体的に実施することが可能であることから、最も合理的かつ効果的な契約相手方である。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契約締結日		令和８年７月１日
契約金額		1,031,800　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	6

担当課	部課等名	スポーツ政策課
	電話番号	０９８６－２３－９５４６
件　　名		東京ドーム「キャンプ地都城DAY」イベント開催業務委託
業務等の内容		都城市のPR及び読売巨人軍ファームキャンプの継続のために、「キャンプ地　都城DAY」を東京ドームで実施するもの
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市都北町５２２５番地１
	名　称	都城プロ野球キャンプ協力会
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当
		読売巨人軍ファームキャンプ（以下、「本キャンプ」という。）は、当初、令和４年度から令和５年度までの２年間限定として実施予定であったところ、民間主導で設立された都城プロ野球キャンプ協力会（以下、「協力会」という。）が中心となり、おもてなし業務等を受託・運営する等、本キャンプの継続開催を働きかけた結果、令和６年度以降も継続して開催される運びとなったものである。 しかし、令和８年度以降の予定については未定であり、観光客増加や本市のPRに絶大な効果がある本キャンプの継続実現のためには、「キャンプ地　都城DAY」を通じ、読売巨人軍との関係性をより強固なものとする必要がある。協力会は都城市でのプロ野球キャンプの継続的開催を目的に設立されている団体であり、前述のとおり、既に読売巨人軍との信頼関係を培っている。本業務を通じて更なる関係性の構築と本キャンプの継続開催を働きかけるには、協力会以上の団体はない。 以上の理由により、協力会と随意契約を行うものである。
契約締結日		令和８年７月１日
契約金額		4,866,070　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	7

担当課	部課等名	ふるさと納税課
	電話番号	０９８６－２３－２４５２
件　　名		都城市オリジナルＰＲグッズ等を活用したプロモーション業務委託
業務等の内容		「生活密着型の日用品」を活用したオリジナルPRグッズの企画・製造と、首都圏等での配布・販売スキームの企画立案・実施を一体的に委託するもの
契約の相手方	所在地	福岡県福岡市中央区赤坂１丁目１６番５号 読売新聞西部本社６Ｆ
	名　称	株式会社読売西部アイエス
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当
		PRグッズには「肉と焼酎のふるさと・都城」を明確に表現するデザイン性と品質が求められ、さらに首都圏で効果的に配布・販売するためには、専門的なノウハウ等が必要不可欠である。 本業務は、企画・製造・流通・イベント運営を総合的に組み合わせた複合的な内容であり、限られた事業費を最大限に活用するためには、事業者から独自性ある具体的な提案を広く募る必要がある。 以上の理由から、最適な受託者を選定するため、公募型プロポーザル方式により選定することとした。 本プロポーザルは、参加資格審査を経て、企画提案書に基づくプレゼンテーション審査を実施した。 プレゼンテーション審査では、企画提案内容や業務実施体制を評価項目とした企画審査を行い、審査の結果、上記事業者を優先交渉者として選定した。 以上の理由により、本プロポーザルの優先交渉者である上記事業者と随意契約するものである。
契約締結日		令和８年７月１日
契約金額		138,600,000　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	8

担当課	部課等名	ふるさと納税課
	電話番号	０９８６－２３－２４５２
件　　名		都城市ファンの集い等企画運営等業務委託
業務等の内容		都城会場で開催する市民向けイベント及び東京会場で開催する都城市ファン向けイベント等の、イベント全般に係る企画運営から、会場設営及び撤去業務等までを総合的に実施する業務を委託するもの
契約の相手方	所在地	福岡県福岡市中央区赤坂１丁目１６番５号 読売新聞西部本社６Ｆ
	名　称	株式会社読売西部アイエス
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当
		本業務の履行に当たっては、主に市内と東京の２会場でのイベント開催となり、市内外から多数の来場者が参加することから、その安全性や企画内容等の複合的な仕様を高い水準で求める必要がある。よって、限られた事業費を最大限に有効活用するために、様々な事業者からの具体的な企画提案を広く受け付けることのできる公募型プロポーザル方式による選定を行うこととした。 本プロポーザルは、参加資格審査を経て、企画提案書に基づくプレゼンテーション審査を実施した。 プレゼンテーション審査では、企画提案内容や業務実施体制を評価項目とした企画審査と、価格審査を行い、審査の結果、上記事業者を優先交渉者として選定した。 以上の理由により、本プロポーザルの優先交渉者である上記事業者と随意契約するものである。
契約締結日		令和８年７月１日
契約金額		32,999,450　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	9

担当課	部課等名	ふるさと納税課
	電話番号	０９８６－２３－２４５２
件　　名		Ｇ－Ｃａｌｌふるさと納税カタログ作製及び発送業務委託
業務等の内容		ふるさと納税ポータルサイト「Ｇ－Ｃａｌｌふるさと納税」への寄附者の誘導を目的に、２０２６年１２月発刊カタログを作製、発送業務を委託するもの
契約の相手方	所在地	東京都品川区西五反田８丁目１番１４号
	名　称	株式会社ジーエーピー
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当
		「Ｇ－Ｃａｌｌふるさと納税」は、昨年の同時期の寄附単価平均９０，０００円以上（他ポータルサイト平均２０，０００円程度）であり、本カタログを作製した場合、「Ｇ－Ｃａｌｌ」の冊子やメールを受取る会員数約２０万人（ダイナースクラブカード、アメリカンエキスプレスカード、ＪＡＬカード等の高級クレジットカード会員が対象）に送付される。そのため、高単価寄附の申込みが見込めるとともに、ふるさと納税の情報を求めている方に対して、寄附需要が高まる１２月に発送し、直接的なカタログ寄附訴求をすることが可能となる。 「Ｇ－Ｃａｌｌふるさと納税」に関するカタログ作製・発送については上記事業者が管理しており、同事業者でなければ、本業務の実施はできない。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契約締結日		令和８年７月１日
契約金額		2,200,000　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	10

担当課	部課等名	農村整備課
	電話番号	０９８６－２３－２９８２
件　　名		Ｒ８　地籍調査事業　第２号　山神田地区　一筆地測量・地積測定・地籍図原図等作成及び閲覧業務委託
業務等の内容		都城市夏尾町　山神田地区の地籍調査ＦⅡ－１（一筆地測量） ＦⅡ－２（地積測定），Ｇ（地籍図原図等作成），Ｈ工程（閲覧）業務を委託するもの
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市一万城町４１号５番
	名　称	株式会社松川測量設計
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の２第１項第６号該当
		本業務は、上記事業者が令和６年度に受注した前工程業務(一筆地調査・現地立会い・細部図根測量等)の成果を基にした最終工程業務であり、今回の主たる業務内容は「一筆地測量」「地積測定」「地籍図原図等作成」及び「閲覧」である。 前工程業務において、本作業の骨格となる「境界点の位置確認（現地立会のみ：座標無し）」及び「細部図根測量」を実施していることから、今回の業務を他の事業者に履行させた場合、成果の解析及び内容把握に相当の期間と経費を要するほか、誤認や手戻りが生じるおそれがあり、事業の適正かつ円滑な執行に著しい支障を来すこととなる。 また、閲覧業務においては、土地所有者等からの指摘事項に対し、前工程の測量内容、境界確認時の経緯及び成果品作成過程を踏まえた説明が求められ、必要に応じて現地立会及び測量成果を修正することから、当該成果の作成経緯や現地の状況を十分に熟知していることが不可欠である。 以上の理由から、前工程業務を受託し、当該地区の調査経過及び成果内容を熟知しており、本業務の円滑かつ適切な対応ができる上記事業者と随意契約するものである。
契約締結日		令和８年７月２日
契約金額		31,900,000　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	11

担当課	部課等名	フィロソフィ推進課
	電話番号	０９８６－２３－７１６３
件　　名		フィロソフィ研修業務委託
業務等の内容		都城フィロソフィに沿った行動を意識し実践に繋げるため、ひいては市民の幸福と市の発展を実現するために実施するフィロソフィ研修業務を委託するもの
契約の相手方	所在地	東京都品川区東品川２－４－１１ 野村不動産天王洲ビル２３Ｆ
	名　称	日本航空株式会社ソリューション営業推進部
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当
		本業務で実施するフィロソフィ研修は、職員が都城フィロソフィに沿った行動を実践し、市民サービスの向上と組織力の強化を図ることを目的としており、本市の人財育成基本方針に沿った専門性の高い内容が求められる。 上記事業者は、「ＪＡＬフィロソフィ」により全社員の意識改革を行ない経営破綻から短期間で再建し、現在でも「ＪＡＬフィロソフィ」の実践を通じて企業理念の実現を目指している。 都城フィロソフィは策定する際にＪＡＬフィロソフィを参考にしており、根幹が類似している。そのため職員へのフィロソフィの浸透を目的として実施する本業務を適切かつ確実に履行できるのは上記事業者以外にいない。 以上の理由から上記事業者と随意契約するものである。
契約締結日		令和８年７月３日
契約金額		7,385,000　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	12

担当課	部課等名	商工政策課
	電話番号	０９８６－２３－２９８３
件　　名		事業承継マッチング支援事業業務委託
業務等の内容		事業承継に特化したマッチングプラットフォームの構築、案件の掘り起こし、譲渡希望者の事業内容や経営者の想いを効果的に伝える記事作成、全国の承継希望者との円滑なマッチング支援、地域特設サイトの運営や周知及び広報を委託するもの
契約の相手方	所在地	宮崎県宮崎市橘通東4丁目7番28号　TOKIWA30ビル2階
	名　称	株式会社ライトライト
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当
		本業務の実施にあたっては、オープンネーム事業承継マッチングプラットフォームの開発・運営に関する高度な専門知識と技術が不可欠である。具体的には、事業承継に特化したマッチングシステムの構築、譲渡希望者の事業内容や経営者の想いを効果的に伝える記事作成技術、全国の承継希望者との円滑なマッチング支援ノウハウ、さらには自治体との連携による地域特設サイトの運営経験が求められる。 上記事業者は、オープンネーム事業承継マッチングプラットフォーム「relay（リレイ）」を運営し、国内の事業承継マッチングプラットフォームにおいて商談率・成約率5年連続No.1の実績を有している。全国90以上の自治体・商工団体との連携実績を持つ唯一の事業者である。また、中小企業庁によるオープンネーム事業承継の試行事業にも採択されており、国からもその専門性が認められている。 このような高度な専門性と豊富な実績を有する事業者は全国的にも極めて限定的であり、特に九州・宮崎県内においては上記事業者以外に該当する事業者は存在しない。さらに、本業務では都城市の地域特性を理解し、移住促進と連携した事業承継支援が求められるため、地域に精通した事業者との契約が不可欠である。 以上のことから、上記事業者と随意契約するものである。
契約締結日		令和８年７月３日
契約金額		1,661,999　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	13

担当課	部課等名	みやこんじょＰＲ課
	電話番号	０９８６－２３－２６１５
件　　名		観音池公園リフト修繕
業務等の内容		高城観音池公園リフトを修繕し、鋼索切詰、中間停留場接地の更新を行うもの
契約の相手方	所在地	福岡県福岡市博多区博多駅南１－８－１３
	名　称	日本ケーブル株式会社福岡営業所
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当 当該リフトは平成７年に建設されたものであるが、設備全体に老朽化が見られる。また、平成２１年から平成２３年にかけて、主要機器の大規模な整備を実施しているものの、同整備からは１３年経過しており、安全な運用のためには、再び大規模な整備を実施する必要がある。 上記事業者は、当該施設の建設に携わっており、また、現在の保守点検業者でもあるため、当該リフトの現状について精通しており、かつ専門的知見と設備全体を考慮した修繕を実施するノウハウがあり、施工後の試運転調整も適切に行うことができる。 仮に他の事業者に本修繕を施工させ、設備に不具合が生じた場合、原因の特定は困難となり、責任の所在も不明確となる。 以上の理由から、上記事業者と随意契約するものである。
契約締結日		令和８年７月３日
契約金額		4,290,000　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	14

担当課	部課等名	教育政策課
	電話番号	０９８６－２３－９５４３
件　　名		学校用パソコン等修繕　山田中学校ほか４９件
業務等の内容		市内小・中学校に配置されている校務支援システム等の学校用システムで利用する端末の内、故障した端末の修繕を行うもの
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市花繰町20号8番地
	名　称	株式会社システム・ナイン
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当
		当該端末の調達契約において、故障した端末等の回収や修繕内容に応じたメーカーへの端末の発送を上記業者が行うことになっている。 また、端末の修繕後に、システムやネットワーク用の設定を修繕前と同等の状態にして納品する必要があることから、本業務は、当該端末の調達契約業者であり、また、市内小・中学校の校内ネットワークの導入・整備を行った上記事業者でなければ履行できない。 以上の理由により、上記業者と随意契約するものである。
契約締結日		令和８年７月３日
契約金額		2,155,450　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	15

担当課	部課等名	学校給食課
	電話番号	０９８６－２３－２６１７
件　　名		都城市都城学校給食センター　事務室他系統空調設備修繕
業務等の内容		落雷の影響により停止した都城市都城学校給食センター内にある事務室他系統空調機の修繕を行うもの
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市広原町９号１１番地
	名　称	株式会社エイワ
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の２第１項第５号該当
		都城市都城学校給食センターに設置している空調設備は、令和８年６月１９日午前３時５８分に落雷の影響とみられる高圧受電板一括警報、一時的な停電による機器の緊急停止により、調理配送委託業者の執務室、調理員の休憩室及び更衣室など、部屋に設置されている室内機が全て作動しない状態となっている。空調メーカーによる機器の点検の結果も、原因は落雷とみられるとの報告であり、故障の内容は、室内機１０カ所の作動停止で、それぞれ制御基板及びファンモーター等の交換が必要とされている。 調理員通路の冷房を強めて扇風機を併用するなどの対策をとっているが、６月下旬現在で室内は３０度に迫る状況にあり、労働環境及び安全確保の観点から、早期着手、早期修繕が必要となる。 上記事業者は都城学校給食センターの空調点検委託業務を昨年度及び本年度請負っている事業者であり、本センター建築時の空調設備施工業者である。よって本センターの空調設備の構造及び特徴について精通しているため、早期かつ確実な復旧が見込まれる。 以上のことから、上記事業者と随意契約するものである。
契約締結日		令和８年７月３日
契約金額		3,190,000　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	16

担当課	部課等名	農産園芸課
	電話番号	０９８６－２３－２４２５
件　　名		基幹水利施設管理事業　木之川内ダム放流設備スライドゲート保守点検業務委託
業務等の内容		木之川内ダムに据え付けてある放流設備スライドゲートの保守点検を委託するもの
契約の相手方	所在地	熊本県熊本市北区植木町石川４５０番地１
	名　称	開成工業株式会社
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当
		平成２３年度から、都城市が国（農林水産省）から委託を受け、木之川内ダムの管理を行っているが、国が上記事業者の開発した専用の設備を採用し導入しているため、本業務の履行に当たっては、上記事業者でなければ適切かつ確実な保守点検を実施することができない。 また、仮に他の事業者が本業務を履行し設備に不具合が発生した場合は、責任の所在が不明確となるばかりでなく、ダム施設管理に支障を来たすおそれもある。 以上の理由により、上記事業者との随意契約を締結するものである。
契約締結日		令和８年７月６日
契約金額		1,032,900　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	17

担当課	部課等名	維持管理課
	電話番号	０９８６－２３－２７５２
委託業務名		令和８年度　単災測　第２号　高野・夏尾線　測量設計業務委託
業務概要		令和８年６月23日から24日に発生した梅雨前線豪雨により被災した道路の災害復旧工事に伴い、調査・測量・設計を行うもの
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市都北町５８８５番地１
	名　称	正栄技術コンサルタント株式会社
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の２第１項第５号該当
		被災箇所である一般市道高野・夏尾線は、梅雨前線豪雨の影響により路肩部が流出している。被災箇所は地山が露出している状態で、非常に不安定な状況にあるため、早急に対処しなければ被害がさらに拡大する可能性が極めて高い。 また、国への災害査定申請にあたり、査定までの準備期間が短く、速やかに測量・設計業務に着手する必要がある。災害査定に必要な図面の作成や復旧工法の検討等も早急に行わなければならないため、本件については競争入札に付する時間的余裕がない。 そのため、実績のある業者が複数在籍している都城地区建設コンサルタント協会に相談したところ、当該業者が迅速な対応が可能と連絡があった。 以上の理由により、上記業者と随意契約を締結するものである。
契約締結日		令和８年７月６日
業務委託料		4,125,000　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	18

担当課	部課等名	維持管理課
	電話番号	０９８６－２３－２７５２
件　　名		令和８年度　都城市道路台帳更新業務委託
業務等の内容		道路管理事務の効率化及び道路の適正な維持管理を図るため、平成26年度に構築した新道路台帳システムについて、道路改良等による路線形状や延長等の変更に伴うデータ更新業務を委託するもの
契約の相手方	所在地	宮崎県宮崎市広島二丁目１０番２０号
	名　称	株式会社パスコ　宮崎支店
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当 本業務は、令和７年度以前に道路形状等の変更があった路線の修正を行うものである。 本業務の履行に当たっては、システムの専門知識を有することや、設定内容を十分に理解していることが不可欠であるため、本システムを導入した上記事業者でなければ、トラブルが生じた場合の迅速な原因究明が困難となり、適切かつ確実な履行が期待できない。 また、道路管理システムを導入した上記事業者が航空写真と道路台帳図データを作成しているため、同事業者が受注した場合、短期間で未修正路線の探索が可能であり、データについては、高い信頼度を得ることができる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契約締結日		令和８年７月９日
契約金額		17,468,000　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	19

担当課	部課等名	農産園芸課
	電話番号	０９８６－２３－２４２５
件　　名		基幹水利施設管理事業　木之川内ダム　堤体挙動観測システム保守点検業務委託
業務等の内容		木之川内ダムに設置されている堤体挙動観測システムの保守点検を委託するもの
契約の相手方	所在地	熊本県熊本市南区良町五丁目16番7号
	名　称	株式会社中央精機
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当
		木之川内ダムに設置されている堤体挙動観測システムについては、木之川内ダム建設の事業主体であり、施設所有者でもある国（農林水産省）が、上記事業者の開発した専用の機器類及びソフトウェアにより構成されたシステムを採用し、導入したものである。 平成２３年度から、都城市が国から委託を受け、木之川内ダムの管理を行っているが、本業務の履行に当たっては、上記事業者でなければ適切かつ確実な保守点検を実施することができない。 また、仮に他の事業者が本業務を履行し、設備に不具合が発生した場合、責任の所在が不明確となるばかりでなく、ダム施設管理に支障を来たす恐れがある。 以上の理由により、上記事業者と随意契約を行うものである。
契約締結日		令和８年７月１０日
契約金額		1,848,000　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	20

担当課	部課等名	みやこんじょＰＲ課
	電話番号	０９８６－２３－２１９３
件　　名		６次化等商品開発共創事業業務委託
業務等の内容		６次産業化や農商工連携の取組みを行う市内の農家、農業法人等を対象に、現在の市場の動向に沿った魅力ある商品開発を実現するため、オリジナル商品の開発を受注者及び協力者の経験・知見に基づき個別のアドバイスを実施するもの
契約の相手方	所在地	東京都杉並区西荻南２丁目６－５
	名　称	有限会社　良品工房
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当
		本業務を実施するためには、本事業において、原料となる農林畜産物の特徴や開発した各商品の特性を十分に理解していること、また、マーケットインを重視した首都圏販路や消費者ニーズに精通していることに加え、単にオリジナル商品を製造するだけでなく、信頼される品質を確保するために必要な食品加工技術及び品質管理も踏まえ対応できることが必要である。 上記事業者は、本市及び県等で同様の委託事業を受託した実績（R5宮崎県地域食資源高付加価値化推進事業、R2都城市商品ブラッシュアップ業務委託等）があり、都城産農林畜産物の特徴（品種や栽培技術、収穫時期等）や市内生産者の加工製造技術のレベルを熟知している。また、消費者に信頼される品質を確保したオリジナル商品を複数開発・販売してきた実績に加え、首都圏販路や業界との信頼を構築しており、首都圏の百貨店やアンテナショップ、自社店舗で、完成品ではない試作品のテスト販売ができるのはこの事業者のみである。これらノウハウは短期間で習得することが困難であり、他の事業者では同等の成果を期待することができない。 以上の理由により、本業務の目的達成と効率的かつ適切な遂行が可能な唯一の事業者である上記事業者と随意契約するものである。
契約締結日		令和８年７月１０日
契約金額		3,960,000　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	21

担当課	部課等名	スポーツ政策課
	電話番号	０９８６－２３－９５４６
件　　名		プロスポーツキャンプ等受入準備及び運営等業務委託
業務等の内容		プロスポーツキャンプの受入準備、運営、イベント等を委託するもの
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市中町１７街区２号
	名　称	一般社団法人都城市スポーツコミッション
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当
		本業務実施に当たっては、プロチームのキャンプ・試合の準備運営状況を熟知し、選手・チームのニーズの把握、プロ仕様の施設の受入準備、複数の関係者間の連絡調整、見学に来る来場者へのおもてなし企画、本市キャンプの広報活動等を複合的に実施することが求められる。 上記事業者は、令和５～７年度に実施されたＪリーグチームのキャンプ準備及び運営について、市と連携し円滑に業務を実施した。また、上記事業者は今回のキャンプ会場である霧島酒造スポーツランド都城の指定管理業務を受託しており、プロが使用するグラウンドの維持管理も担っている。過去の実績及び施設管理・整備の観点からも、円滑な受入準備及び期間中の適切な運営・管理を実施できる事業者は、上記事業者をおいて他にない。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契約締結日		令和８年７月１０日
契約金額		6,687,600　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	22

担当課	部課等名	農村整備課
	電話番号	０９８６－２３－２９８１
件　　名		令和８年度　県単農業農村整備計画策定事業　高木古田第２地区　調査計画業務委託
業務等の内容		経営体育成基盤整備事業の高木古田第２地区において、ほ場整備の新規採択に向けた構想設計を委託するもの
契約の相手方	所在地	宮崎県宮崎市柳丸町３８８番地１４
	名　称	宮崎県土地改良事業団体連合会
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当
		本業務は、土地改良事業に係る構想計画及び事業計画の策定並びに経済効果算定を行うものであり、農業農村整備事業制度、採択基準及び費用対効果算定手法に関する専門的知識と豊富な実務実績経験を必要とする。また本業務の実施には、国・県、土地改良区等の関係機関との調整が必要である。 上記団体は、県内の土地改良事業に関する技術支援機構として設立されたものであり、本業務の実施に必要な専門知識に加え、国・県、土地改良区等の調整に関する豊富な実績経験及び過去の土地改良事業に係る資料や技術情報を蓄積しており、これらを活用した効率的かつ適切な業務遂行が可能なのは上記団体だけである。 以上の理由により、上記団体と随意契約するものである。
契約締結日		令和８年７月１３日
契約金額		2,255,000　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	23

担当課	部課等名	みやこんじょＰＲ課
	電話番号	０９８６－２３－２６１５
件　　名		都城広域定住自立圏観光パンフレット作成業務委託
業務等の内容		都城広域定住自立圏観光パンフレット作成業務委託
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市祝吉3丁目5番地16
	名　称	株式会社メッセージ
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当 本業務の履行に当たっては、関連業務の実績に基づく専門的知識やノウハウを踏まえた、アドバイス、提言等、高い企画力・提案力が必要であるため、公募型プロポーザル方式により選定を行うこととした。 本プロポーザルは、参加資格審査を経て、技術提案書による書類審査及びプレゼンテーション審査を実施した。 審査では、あらかじめ規定された評価項目に基づき価格審査及び規格審査を行い、審査の結果、上記事業者を優先交渉者として選定した。 以上の理由により、本プロポーザルの優先交渉者である上記事業者を随意契約するものである。
契約締結日		令和８年７月１３日
契約金額		2,276,120　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	24

担当課	部課等名	こども政策課
	電話番号	０９８６－２３－２６８４
件　　名		都城市新市誕生２０周年記念　ファミリーコンサート出演業務委託
業務等の内容		親子の交流促進を目的として、遊び歌や体操等を通じて親子一緒に楽しめる「ケロポンズ」「プッピーズ」コンサートを開催するもの
契約の相手方	所在地	東京都武蔵野市吉祥寺本町2-12-3-202
	名　称	株式会社カエルちゃんオフィス
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当
		子育て世代が集まり交流できるファミリーコンサートの開催を検討するにあたり、未就学児やその保護者と交流のある市内の子育て支援機関の職員等に対して、出演者の希望調査を実施した結果、ケロポンズへの支持が圧倒的に高かった。 招聘予定のケロポンズは、2026年時点でYouTube再生回数1.7億回超、製作楽曲数1000作以上など膨大なコンテンツを保有している。また、メンバーの２人は大学で幼児教育を専攻しており、そのうち増田裕子氏においては、国立音楽大学教育学部幼児教育専攻を首席で卒業し、幼稚園勤務の経験を持つ教育のプロフェッショナルであり、保育セミナーの講師としても現場の保育士等に楽曲や振り付けも提供している。楽曲の「エビカニクス」は全国の保育園や幼稚園で日常の活動や運動会・発表会で広く活用され、年間100公演以上の実績と2008年より国民的番組「おかあさんといっしょ」への楽曲も提供するなど高い信頼性を築いている。 加えて、同一所属のプッピーズと連携した合同プログラムは、独自性が高く親子の交流促進に大きく寄与することが期待される。 以上の理由により、当該出演者は「株式会社カエルちゃんオフィス」に所属していることから、同事業者と随意契約を締結するものである。
契約締結日		令和８年７月１４日
契約金額		1,491,600　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	25

担当課	部課等名	総合政策課
	電話番号	０９８６－２３－７１６１
件　　名		（仮称）高崎・山田スマートインターチェンジ実施計画書作成等業務委託
業務等の内容		本業務は、過年度成果を基に、都城市内の宮崎自動車道へのスマートＩＣの設置に向けて、協議資料の作成および道路構造等についての詳細な検討を行い、実施計画書を作成するもの
契約の相手方	所在地	宮崎県宮崎市淀川三丁目８番１７号
	名　称	株式会社福山コンサルタント　宮崎事務所
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当
		本業務の履行に当たっては、関連業務の実績に基づく豊富な経験及び専門的知識を踏まえた調査・分析・コンサルティングが必要であるため、指名型プロポーザル方式により選定を行うこととした。 本プロポーザルは、事業者による技術提案書に基づく審査を実施し、あらかじめ規定された評価基準に基づき、企画審査及び価格審査を行い、上記事業者を優先交渉者として選定した。 以上の理由により、本プロポーザルの優先交渉者である上記事業者と随意契約するものである。
契約締結日		令和８年７月１５日
契約金額		7,359,000　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	26

担当課	部課等名	消防局総務課
	電話番号	０９８６－２２－８８８２
件　　名		都城市消防局庁舎給水設備取替修繕
業務等の内容		消防局庁舎給水設備の受水槽及び高架水槽について、タンク（FRP製）の劣化、配管水漏れ及びタンクを支えている鉄骨部分が腐食し、使用不能となるおそれがあることが判明したため、受水槽及び高架水槽の取替修繕を行うもの
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市郡元町３２６０番地１８７
	名　称	株式会社霧島土木
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の２第１項第８号該当 上記案件について、６者を指名し競争入札を執行したところ、１回目、２回目の入札が不落となり、３回目の入札においては、上記事業者以外の者が辞退をしたことから不落随意契約によることとした。 入札参加者のうち見積合せ参加を希望した者は、上記事業者のみであったため、同事業者から見積書を徴し、随意契約するものである。
契約締結日		令和８年７月１５日
契約金額		8,580,000　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	27

担当課	部課等名	地域振興課
	電話番号	０９８６－２３－２１３２
件　　名		都城市総合文化ホール　舞台音響設備修繕
業務等の内容		都城市総合文化ホールの舞台音響設備である、大ホール及び中ホールの吊マイク装置を交換するもの
契約の相手方	所在地	福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目２８番３号
	名　称	ヤマハサウンドシステム株式会社　福岡営業所
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当
		都城市総合文化ホールの舞台音響設備については、同ホール専用の仕様となっている。 現在、舞台音響設備は、大ホール及び中ホールの吊マイク装置が使用開始から20年が経過しており、経年劣化による交換時期である。 上記業者は、同ホールの舞台音響設備について当初から設計・施工に携わっているため、当該設備全体を把握しており、確実な修繕を履行することができる。 また、仮に他事業者が本修繕を行った場合、その後に発生した不具合について、責任の所在が不明確になり、メーカーの保証が受けられなくなる恐れもある。 さらに、上記事業者は、舞台音響設備について、指定管理者と保守点検業務委託契約を締結しており、定期的保守点検に併せて修繕作業をすることで作業費等の経費節減が見込まれる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契約締結日		令和８年７月１６日
契約金額		46,200,000　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	28

担当課	部課等名	地域振興課
	電話番号	０９８６－２３－２１３２
件　　名		都城市総合文化ホール　舞台照明設備（中ホール客席照明設備）修繕
業務等の内容		都城市総合文化ホールの、中ホール客席照明設備のＬＥＤ化更新とそれに伴う舞台照明設備調光装置の改造及びソフト更新を行うもの
契約の相手方	所在地	福岡県福岡市中央区大名１－１４－４５
	名　称	丸茂電機株式会社　福岡営業所
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当
		都城市総合文化ホールの舞台照明設備については、同ホール専用の仕様となっている。 この修繕は、中ホールの客席照明設備のＬＥＤ化更新とそれに伴う舞台照明設備調光装置の改造及びソフト更新を行うものである。 客席照明は舞台照明設備である調光装置のうちの調光操作卓と連動しており、この調光操作卓により一括調光操作を行うため、客席照明のＬＥＤ化に伴い、調光操作卓内部のソフト更新等が必要である。それらの作業は、同ホールの舞台照明設備全体を把握した事業者でしか履行できない。 上記事業者は、都城市総合文化ホールの舞台照明設備について当初から設計・施工に携わっているため、当該設備全体を把握しており、確実な修繕を履行することができる。 また、仮に他事業者が本修繕を行った場合、その後に発生した不具合について、責任の所在が不明確になり、メーカーの保証が受けられなくなる恐れもある。 さらに、上記事業者は、舞台照明設備について、指定管理者と保守点検業務委託契約を締結しており、定期的保守点検等に併せて修繕作業をすることで作業費等の経費節減が見込まれる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契約締結日		令和８年７月１６日
契約金額		37,510,000　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	29

担当課	部課等名	農政課
	電話番号	０９８６－２３－２７６８
件　　名		社会貢献型都城産農畜産物活用モデル事業委託
業務等の内容		都城産農畜産物を正規品や需要期同等の価格で買い取ることで、農業者の収入増加を図るとともに、こども食堂等へ食材を寄贈することで、新たな販路拡大、社会貢献を行うもの
契約の相手方	所在地	東京都世田谷区代沢4-44-4
	名　称	ネッスー株式会社
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当
		本業務の履行に当たっては、関連業務の実績に基づく専門的知識やノウハウを踏まえたアドバイス、提言等、高い企画力・提案力が必要であるため、プロポーザル方式により選定を行うこととした。 本プロポーザルは、参加資格審査を経て、技術提案書に基づくプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を実施した。 書類審査では、あらかじめ規定された評価項目に基づき価格審査及び企画審査を行い、審査の結果、上記事業者を優先交渉者として選定した。 以上の理由により、本プロポーザルの優先交渉者である上記事業者と随意契約するものである。
契約締結日		令和８年７月１７日
契約金額		15,194,620　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	30

担当課	部課等名	総合政策課
	電話番号	０９８６－２３－７１６１
件　　名		（仮称）高崎・山田スマートインターチェンジ整備促進大会運営等業務委託
業務等の内容		整備検討を進めている（仮称）高崎・山田スマートインターチェンジに係る整備促進大会の企画製作、運営等委託するもの
契約の相手方	所在地	宮崎県宮崎市大字本郷北方２７５３番地５
	名　称	株式会社ＡＶＣ放送開発
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当 本業務の履行に当たっては、映像製作やイベントの計画から運営まで行った実績があることが必須条件である。しかし、それらの要件を満たす事業者は、本市の競争入札参加資格業者としては１者しか登録されていない。 そこで、競争入札に替え、競争入札参加有資格事業者名簿に登録されていない者を含めた２者での見積合せを行うことにより決定することとし、見積合せを行った結果、上記事業者の見積額が最も安価であった。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契約締結日		令和８年７月２１日
契約金額		1,705,000　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	31

担当課	部課等名	市民税課
	電話番号	０９８６－２３－６３７６
件　　名		軽自動車税申告書パンチデータ作成業務委託
業務等の内容		軽自動車税申告書の内容を、基幹システム（Acrocity)へ入力する際の事務の効率化・合理化を図るため、軽自動車税申告書のパンチデータを、仕様書に従ってデータ化し、指定する記録媒体で納入するもの
契約の相手方	所在地	宮崎県宮崎市大字恒久字小橋４４００番地４
	名　称	株式会社データシステム
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当
		本件は、単価契約により複数帳票のデータパンチ業務を委託するものであるが、同一期間内で帳票ごとに別々に処理を行うと、基幹システムへデータの取り込みを行う際にパンチデータ統合時の不具合や、課税ミスに繋がる可能性が高くなる。そのため、落札業者が異なることとなった場合、本業務を一体的に円滑に遂行することが極めて困難になる。 このような事態を避けるため、入札に代え、帳票ごとの見積単価に各予定数量を乗じた額の合計額が最も安価な事業者を落札者とする見積合せを行うこととした。 見積依頼をした事業者のうち見積書が最も安価であった上記事業者と随意契約するものである。
契約締結日		令和８年７月２１日
契約金額		1,687,312　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	32

担当課	部課等名	農村整備課
	電話番号	０９８６－２３－２４２７
委託業務名		令和８年災　第１号　吉之元地区　災害測量設計業務委託
業務概要		令和８年６月の台風６号により、被災した農地及び施設の災害復旧工事に必要な測量設計を行うもの
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市久保原町９街区３の７３号
	名　称	株式会社城西エンジニアリング
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の２第１項第５号該当
		令和８年６月の台風６号により農地埋没及び水路法面が被災しており、農地・農業用施設災害復旧事業に申請するために必要な測量設計業務を行うものである。 災害復旧事業では国の災害査定申請に当たり、災害査定までの準備期間が短く早急に測量設計業務に取り掛かる必要がある。災害査定のための図面作成や復旧工法等の検討も早急に行わなければならないため、本件については競争入札に付する時間的余裕がない。 以上の理由により、早急な対応が可能との確認が取れた上記事業者と随意契約するものである。
契約締結日		令和８年７月２３日
業務委託料		1,760,000　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	33

担当課	部課等名	健康課
	電話番号	０９８６－２３－２０５６
件　　名		電算処理業務委託
業務等の内容		各種検診結果及び予防接種のパンチ入力
契約の相手方	所在地	鹿児島県鹿児島市大黒町４番１１号 日宝いづろビル
	名　称	株式会社総合人材センター
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当 本件は、予定価格が500万円を超える役務（業務委託）の契約であり、本来は都城市入札参加資格審査委員会に付議し、入札を経て契約相手方を決定すべき案件である。しかし、４月と６月に入札を実施するもいずれも不調となっており、業務の都合上、至急契約を締結しなければならない案件でもあり、審査会へ付議する時間的余裕がない。 そこで、競争入札に代え、入札参加有資格者名簿に登録のある2者での見積合せを行った結果、上記事業者の見積額が最も安価であったため、上記事業者と随意契約するものである。
契約締結日		令和８年７月２４日
契約金額		4,667,520　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	34

担当課	部課等名	危機管理課
	電話番号	０９８６－２３－２１２９
件　　名		都城市総合防災マップ等作成業務委託
業務等の内容		現在の都城市総合防災マップは令和３年３月発行であり、その後、新たに公表された大淀川水系県管理河川の浸水想定区域（中小河川分）や変更された指定避難所の情報等が未反映となっているため新しい情報に更新する。
契約の相手方	所在地	宮崎県宮崎市広島１丁目18番7号 大同生命宮崎ビル8F
	名　称	株式会社ゼンリン　宮崎支店
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当
		本業務で作成する総合防災マップは、浸水想定区域等の明示に加え、全戸の識別や避難経路の視覚的な判別が求められるため、1万分の1から1万5千分の1程度の縮尺を標準とした、高精度な住宅地図データの活用が不可欠である。この住宅地図に関し、著作権を有し、全国的な標準化データ基盤と高度なメンテナンス体制を構築しているのは上記事業者に限定される。 また、同事業者は定期的な現地調査により最新の居住状況を反映した地図更新を行っており、都城市の防災マップ作成において卓越したノウハウと豊富な実績を誇る。加えて、災害危険区域等の専門情報を精緻に重ね合わせ、高い視認性を確保する地図作成においては、平成28年度および令和3年度の作成実績を持ち、当市の地理的特性や防災情報の運用形態を完全に把握している。 仮に他の事業者へ委託した場合、地図データの使用権取得や、過去のデータ形式との整合性確保において多大な時間と費用を要する。一方で、既に当市の基盤地図情報を保有する上記事業者であれば、中小河川の浸水想定区域や最新の避難警戒情報等の重要データを正確かつ効率的に反映できる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契約締結日		令和８年７月２７日
契約金額		23,760,000　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	35

担当課	部課等名	道路公園課
	電話番号	０９８６－２３－２７７５
委託業務名		Ｒ８　臨整委　第１８号　吉尾・千草線（金田工区）　修正設計業務委託
業務概要		交差点設計　N＝1.0箇所 設計業務　　N＝1.0式
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市早水町３５４４番地４
	名　称	近代技建株式会社
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当
		上記事業者は、吉尾・千草線（金田工区）用地測量業務委託の受注者であることから、事業内容及び成果について熟知しており、他業者が受注した場合と比べ現場調査や成果品把握の必要が無く、作業項目が最低限に抑えられ、業務委託費の縮減も図られる。 　以上の理由から、上記事業者と随意契約するものである。
契約締結日		令和８年７月２７日
業務委託料		2,123,000　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	36

担当課	部課等名	環境施設課
	電話番号	０９８６－２３－３３１９
件　　名		Ｒ８　し尿処理場　第１号　清浄館施設機器等整備修繕
業務等の内容		清浄館内に設置してある機器等の突発的な不具合を防ぐため、計画的な修繕を行うもの 【対象機器】 ・資源化設備　　１式　　・脱臭ファン設備　　１式 ・計装設備点検　１式　　・中央監視装置　　１式 ・運転制御改造　１式
契約の相手方	所在地	福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目2番8号
	名　称	クボタ環境エンジニアリング株式会社　九州支店
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当
		本施設は、都城市内から回収されるし尿及び浄化槽汚泥を対象に、汚泥の資源化を行う施設であり、市民の衛生的な生活を維持する根幹施設である。 当該設備は、性能発注により上記事業者が汚泥再生処理整備工事の設計及び施工を行ったものであるが、定期的に修繕しなければ、突発的な不具合が生じた場合、市内全域のし尿及び浄化槽汚泥の搬入が困難となり、市民生活に多大な支障を来たす恐れがある。 本修繕は、上記理由により計画修繕を行うものであるが、当該施設を設計及び施工を行った上記事業者でなければ、修繕に必要な部品の調達が困難であり、確実な業務の履行ができない。また、仮に他の事業者が行なった場合、不具合が生じた際には責任の所在が不明確になるとともに、原因究明及び修復にも支障を来たし、修繕後の性能保証が得られない可能性がある。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契約締結日		令和８年７月３０日
契約金額		9,020,000　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	37

担当課	部課等名	職員課
	電話番号	０９８６－２３－２１１９
件　　名		都城市庶務事務システム改修業務委託
業務等の内容		フレックスタイム制度の導入に伴う、都城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則等の一部改正に対応するため庶務事務システム改修業務を委託するもの
契約の相手方	所在地	大阪府大阪市中央区城見１丁目４番２４号
	名　称	ＮＥＣネクサソリューションズ株式会社　関西支社
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当 本システムは、上記事業者の事業継承元であるNECソリューションイノベータ株式会社が導入したものであり、保守業務も事業継承後のNECネクサソリューションズ株式会社に委託しているため、システムの現状をよく把握している同事業者でなければ本業務を確実に履行できない。 仮に他の事業者に本業務を委託した場合、システム改修の確実な実施は困難であり、フレックス制度の運用に支障をきたすおそれが高い。また、導入と改修の事業者が異なることにより責任の所在が不明確となる恐れがある。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契約締結日		令和８年７月３１日
契約金額		4,870,800　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	38

担当課	部課等名	こども政策課
	電話番号	０９８６－２３－２６８４
件　　名		都城市新市誕生２０周年記念　ファミリーコンサート運営業務委託
業務等の内容		都城市が主催するファミリーコンサートについて、安全かつ円滑な運営業務を委託するもの
契約の相手方	所在地	宮崎県宮崎市大字本郷北方２７５３番地５
	名　称	株式会社ＡＶＣ放送開発
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当
		本業務の履行に当たっては、広報・印刷物・入場券関係業務や、事前申込受付業務を含むイベントの計画から運営まで行った実績があることが必須要件である。しかし、それらの要件を満たし、運営が可能な事業者は、本市競争入札参加有資格事業者名簿に県内区分までの事業者で１者しか登録されていない。 そこで、競争入札に替え、競争入札参加有資格事業者名簿に登録されていない者を含めた３者での見積合わせを行うことにより決定することとし、見積合わせを行った結果、上記事業者の見積額が最も安価であった。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契約締結日		令和８年７月３１日
契約金額		1,375,000　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	39

担当課	部課等名	企業立地課
	電話番号	０９８６－２３－２７５３
件　　名		第１９工業団地用地取得業務委託
業務等の内容		新工業団地の候補用地の所有権移転登記等を行うために土地等登記簿謄本並びに所有者の住民票及び戸籍謄本等を受領すること、また、所有者又は相続者を確定した後に用地取得に係る交渉、契約、及び登記事務を行うもの
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市姫城町６街区２１号
	名　称	都城市土地開発公社
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当 本業務の契約の相手方の選定については、その公益性の高さから、業務の本質及び目的が競争入札に適さないため、本市に代わって業務遂行ができる団体である必要がある。 以上の点を考慮し、公有地の拡大の推進に関する法律第17条第２項第２号の規定に該当し、本市に代わって公共用地取得業務を行うことができる専門的な団体として設立した上記団体と随意契約をするものである。
契約締結日		令和８年７月３１日
契約金額		5,610,000　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	40

担当課	部課等名	維持管理課
	電話番号	０９８６－２３－２５９７
件　　名		令和８年度　都城市道路橋定期点検業務委託
業務等の内容		平成25年６月の道路法改正を受けて平成26年７月に施行された道路法施行規則において、各道路管理者は、管理する橋梁等の道路施設について、５年に１回の定期点検を行うことが義務付けられた。また、道路橋に係る定期点検については、全国的に統一した点検・診断を行うため、「道路橋定期点検要領」（以下「要領」という。）が制定され、基準が示された。本件は、これに基づいて、本市が管理する道路橋に係る今年度の定期点検業務、点検業者の指導・管理、成果品の検収業務等の一連の業務（以下「支援業務」という。）を委託するもの
契約の相手方	所在地	宮崎県宮崎市旭１丁目２番２号
	名　称	公益財団法人宮崎県建設技術推進機構
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当 本業務の履行に当たっては、全ての支援業務において、要領に基づく的確な履行を可能とする経験豊富な技術者を多数有する必要がある。この点、上記法人は、県及び市町村の支援により、土木・建築等に係る業務執行体制を補完・支援するために平成12年に設立され、土木・建築等に関する技術相談支援、積算支援、災害等緊急時支援、施工管理支援、工事検査支援などの数多くの業務支援実績を有している。 よって、本市が求める要件を満たし、本件業務を適切かつ確実に履行できる事業者は上記法人のみであり、同法人に委託することで、点検検査（報告書様式や添付写真等を含む。）及び健全度の診断において、高品質な点検結果が期待できる。以上の理由により、上記法人と随意契約するものである。
契約締結日		令和８年７月３１日
契約金額		170,459,300　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	41

担当課	部課等名	文化財課
	電話番号	０９８６－２３－９５４７
件　　名		犬王遺跡整理作業に係る遺跡調査システム賃貸借
業務等の内容		犬王遺跡発掘調査報告書作成業務で使用する遺跡調査システムの賃貸借
契約の相手方	所在地	宮崎県宮崎市新栄町11-1
	名　称	株式会社久永　宮崎支店
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当
		令和８年度の犬王遺跡発掘調査報告書作成事業において、遺跡調査システム（以下システムという。）を使用した図面作成等を予定している。システムについては、現在文化財課で導入している遺跡調査用ホストコンピュータに、既にインストールされているシステムと同じものを使用する必要がある。 また、ホストコンピューター及びホストコンピューターにインストールされているシステムは、上記事業者から賃貸借しているものであるため、仮に上記事業者以外と契約した場合、図面作成業務等でのトラブルが発生した際の対応窓口が一本化されず、その責任の所在も不明確となる。 以上の理由から、当該事業者と随意契約するものである
契約締結日		令和８年７月３１日
契約金額		1,365,100　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	42

担当課	部課等名	健康課
	電話番号	０９８６－２３－２７６５
件　　名		都城市国民健康保険18歳から39歳までの健康診査業務委託
業務等の内容		令和8年度内に18歳から39歳までの年齢に到達する都城市国民健康保険被保険者を対象とした健康診査業務を委託するもの
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市姫城町８街区２３号
	名　称	公益社団法人都城市北諸県郡医師会
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当
		本事業は、健診実施人数を500人としており、健診後は健診データを踏まえて事後指導を行う。若い世代から健診を実施し、さらに事後指導を行うことで、疾病の早期発見・早期治療につなげ、生活習慣病予防に対する自己管理・改善の意識づけを行うことを目的としている。事後指導をより効果的に行うためには、今回の健診結果に過去の健診結果を追記し、健診結果を比較する必要がある。そのため、以前より健診を委託している事業所の方が適切に健診データを活用して効果的な事後指導が可能であり、健診結果の通知に時間がかからない。 市内で500人の健診を実施できる事業所は、都城健康サービスセンターだけであり、上記記載の対応ができるのは都城健康サービスセンターの指定管理者である公益社団法人都城市北諸県郡医師会のみであるため上記事業所と随意契約する。
契約締結日		令和８年８月１日
契約金額		3,507,000　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	43

担当課	部課等名	福祉課
	電話番号	０９８６－２３－３１０２
件　　名		都城市健康増進施設利用助成券電子化システム施設追加業務委託
業務等の内容		都城市健康増進施設利用助成券電子化システムの改修業務を委託するもの
契約の相手方	所在地	宮崎県宮崎市高千穂通一丁目６番３８号
	名　称	行政システム九州株式会社　宮崎支店
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当
		本システムは、運用時に利用者の基本情報（氏名、住民番号等）の登録及びデータの送信が必須であり、本市の基幹系システムであるアクロシティやＷＥＬ＋（以下「基幹システム」という。）とのシームレスな連携が必要である。 上記事業者は基幹システム及び本システムの双方の開発・運用事業者であり、両システムの仕様及び内部構造を熟知した唯一の事業者である。仮に本業務を他の事業者に委託した場合、基幹システムとの連携に必要な技術的知見が十分に得られないため、トラブル発生時の原因特定に多大な時間を要し、システムの運用に重大な支障を及ぼすおそれがある。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契約締結日		令和８年８月３日
契約金額		5,166,700　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	44

担当課	部課等名	都城島津邸
	電話番号	０９８６－２３－２１１６
件　　名		都城島津伝承館特別展用宣材等制作業務委託
業務等の内容		都城島津伝承館特別展「都城島津氏の歩みと新『都城市』」用宣材等制作の業務を委託するもの
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市都北町7284番地1
	名　称	株式会社都城新生社印刷
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当
		本業務は都城島津伝承館特別展用宣材等制作業務である。 本業務の履行に当たっては、関連業務の実績に基づく専門的知識やノウハウを踏まえたアドバイス、提言等、高い企画力・提案力が必要であるため、５者を対象に指名型プロポーザル方式により選定を行うこととした。 本プロポーザルは、５者から応募があり、参加資格審査を経て、当該５者による技術提案書に基づく書類審査を実施した。本審査では、あらかじめ規定された評価項目に基づき価格評価及び企画評価を行い、その結果、上記事業者を優先交渉者として選定した。 以上の理由により、本プロポーザルの優先交渉者である上記事業者と随意契約するものである。
契約締結日		令和８年８月４日
契約金額		3,620,012　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	45

担当課	部課等名	教育政策課
	電話番号	０９８６－２３－９５４３
件　　名		都城市立小・中学校用印刷機保守管理及び消耗品等供給業務
業務等の内容		都城市立小・中学校用印刷機の保守管理及び消耗品等の供給業務を行うもの （令和８年１０月１日から令和１３年９月３０日までの５年間の長期継続契約）
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市早鈴町1651番地1
	名　称	有限会社うすいデサキデポ
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当
		印刷機の調達においては、一般的に機器の保守契約が付随するため、仮に機器の賃貸借のみを先に競争入札に付し、その後保守契約を締結すれば、保守料について競争が働かなくなり、市に不利な条件で保守契約を締結しなければならなくなるおそれがある。 このような状況を回避し、総合的な価格において有利な調達を図るため、機器の賃料及び5年間の保守料の合計金額の見積書の提出による競争を行った結果、上記事業者の見積額が予定価格を下回り、かつ安価であったため、同事業者と随意契約するものである。
契約締結日		令和８年８月５日
契約金額		15,305,400　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	46

担当課	部課等名	教育政策課
	電話番号	０９８６－２３－９５４３
件　　名		都城市立小・中学校用印刷機賃貸借
業務等の内容		都城市立小・中学校用印刷機の賃貸借を行うもの （令和８年１０月１日から令和１３年９月３０日までの５年間の長期継続契約）
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市早鈴町1651番地1
	名　称	有限会社うすいデサキデポ
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当
		印刷機の調達においては、一般的に機器の賃貸借契約のみならず、当該機器の保守契約についても併せて行うため、仮に機器の賃貸借のみを先に競争入札に付し、その後保守契約を締結すれば、保守料について競争が働かなくなり、市に不利な条件で保守契約を締結しなければならなくなるおそれがある。 このような状況を回避し、総合的な価格において有利な調達を図るため、機器の賃料及び保守料の合計金額の見積書の提出による競争を行った結果、上記事業者の見積額が最も安価であったため、同事業者と随意契約するものである。
契約締結日		令和８年８月５日
契約金額		5,346,000　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	47

担当課	部課等名	教育政策課
	電話番号	０９８６－２３－９５４３
件　　名		ウイルス対策ソフト導入業務委託
業務等の内容		都城市内の各小中学校のネットワークに接続している校務用パソコンのウイルス対策ソフトの更新に必要な、ライセンス取得及びそれに伴うバージョンアップ作業等の業務を委託するもの
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市花繰町20号8番地
	名　称	株式会社システム・ナイン
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当
		校務用パソコンのウイルス対策ソフトの更新は、市内各小中学校が接続するネットワークを安全に運用するため必要不可欠なものであり、現在稼働しているウイルス対策ソフト及びネットワークは上記事業者が導入・設定をしたものである。 仮に本業務を上記事業者以外の事業者に委託した場合、更新作業においてネットワークに障害が発生した際に迅速に対応できず、学校事務に支障をきたす恐れがある。また、ネットワーク障害が起きた際の責任の所在も不明確となるため、上記事業者が今回の委託業務を確実に履行することが期待できる唯一の事業者である。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契約締結日		令和８年８月５日
契約金額		4,785,308　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	48

担当課	部課等名	教育政策課
	電話番号	０９８６－２３－９５４３
件　　名		学校用電子複写機保守管理及び消耗品等供給業務
業務等の内容		学校用電子複写機の保守管理及び消耗品等の供給業務を行うもの （令和８年１０月１日から令和１３年９月３０日までの５年間の長期継続契約）
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市郡元町3325番地67
	名　称	有限会社都城事務機
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当
		電子複写機の調達においては、必然的に当該機器の保守契約が付随するため、仮に機器の賃貸借のみを先に競争入札に付し、その後保守契約を締結すれば、保守料について競争が働かなくなり、市に不利な条件で保守契約を締結しなければならなくなるおそれがある。 このような状況を回避し、総合的な価格において有利な調達を図るため、機器の賃料及び5年間の保守料の合計金額の見積書の提出による競争を行った結果、上記事業者の見積額が予定価格を下回り、かつ安価であったため、同事業者と随意契約するものである。
契約締結日		令和８年８月５日
契約金額		1,709,928　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	49

担当課	部課等名	教育政策課
	電話番号	０９８６－２３－９５４３
件　　名		学校用電子複写機賃貸借
業務等の内容		学校用電子複写機の賃貸借を行うもの （令和８年１０月１日から令和１３年９月３０日までの５年間の長期継続契約）
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市郡元町3325番地67
	名　称	有限会社都城事務機
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当 電子複写機の調達においては、一般的に機器の賃貸借契約のみならず、当該機器の保守契約についても併せて行うため、仮に機器の賃貸借のみを先に競争入札に付し、その後保守契約を締結すれば、保守料について競争が働かなくなり、市に不利な条件で保守契約を締結しなければならなくなるおそれがある。 このような状況を回避し、総合的な価格において有利な調達を図るため、機器の賃料及び保守料の合計金額の見積書の提出による競争を行った結果、上記事業者の見積額が最も安価であったため、同事業者と随意契約するものである。
契約締結日		令和８年８月５日
契約金額		1,161,600　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	50

担当課	部課等名	環境施設課
	電話番号	０９８６－４５－６６７８
件　　名		都城市クリーンセンター　尿素水タンク増設業務委託
業務等の内容		都城市クリーンセンターで使用する尿素水タンクを増設するもの
契約の相手方	所在地	福岡県福岡市博多区博多駅前１丁目4番1号
	名　称	川崎重工業株式会社　九州支社
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当
		当該施設は上記事業者が設計・施工を行った施設であり、現在稼働している尿素水関連設備についても同社が設計・施工を行った。 今回増設する尿素水タンクは既存の尿素水供給システムと接続する必要があり、上記事業者は既存設備の設計・施工を行っているため、接続部の仕様や配管ルート、制御システムとの連携について詳細な知識を有している。 仮に本業務を他の事業者に委託した場合、既存設備との接続部分において設計や施工上の相違が発生する可能性があり、不具合が生じた際の責任の所在が不明確となる恐れがある。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契約締結日		令和８年８月７日
契約金額		14,080,000　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	51

担当課	部課等名	農産園芸課
	電話番号	０９８６－２３－２４２５
件　　名		基幹水利施設管理事業　木之川内ダム管理制御施設保守点検業務委託
業務等の内容		木之川内ダムに関する管理制御施設（ダム管理所外５施設）に設置されている機器の保守点検業務を委託するもの
契約の相手方	所在地	宮崎県宮崎市広島二丁目５番１６号
	名　称	日本無線株式会社　宮崎営業所
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当 木之川内ダムに設置されている管理制御施設は、木之川内ダム建設事業の主体であり、施設所有者である国（農林水産省）が、上記事業者の開発した専用の機器類及びソフトウェアにより構成されたシステムを採用し導入したものであるため、他の事業者では適切かつ確実な保守点検作業を実施することができない。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契約締結日		令和８年８月７日
契約金額		4,048,000　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	52

担当課	部課等名	都城島津邸
	電話番号	０９８６－２３－２１１６
件　　名		都城島津伝承館展示室空調機取替修繕
業務等の内容		伝承館展示室系統空調設備の取替修繕を行うもの
契約の相手方	所在地	福岡県福岡市博多区堅粕三丁目16番41号
	名　称	日本空調サービス株式会社　九州支店
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当 博物館施設の設備において、空調は文化財の寿命を大きく左右するものであり、空調設備の制御については、文化庁の指導に基づき、温度：２２℃±１、湿度５５％±５の基準値内に収まるよう管理する必要がある。 展示室の空調設備は経年劣化によって恒常的な温湿度維持が困難な状況にあるため、室内機・室外機を更新するものであるが、博物館の空調設備に関する専門的知識及び技術を有する事業者は、九州管内では上記事業者のみである。 また、上記事業者は当館の空調設備保守点検業務を受託しており、設備の特徴に精通している。そのため、本業務の迅速な履行及び施工後に不測の事態が起きた場合の対応も適切に行うことが出来る。 仮に他事業者が本業務を履行した場合、履行後に空調設備に不具合が生じた際の責任の所在が不明確になる恐れがある。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契約締結日		令和８年８月７日
契約金額		8,646,000　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	53

担当課	部課等名	商工政策課
	電話番号	０９８６－２３－２９８３
件　　名		都城市ウエルネス交流プラザ　舞台機構修繕
業務等の内容		都城市交流プラザの舞台機構の部品等を交換・修繕するもの
契約の相手方	所在地	三重県津市雲出長常町1129番地11
	名　称	カヤバＣＳ株式会社
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当 本修繕は、ウエルネス交流プラザの舞台機構の修繕を行うものである。修繕対象機器は、舞台機構の駆動・制御を担う主要機器であり、いずれもメーカー推奨の部品交換推奨年数を超過している。そのため、故障した場合は吊物設備等の運転停止や操作不能を招き、公演・催事の継続が困難となるほか、安全な舞台運営にも支障を及ぼす恐れがあり、予防保全の観点から計画的に修繕を実施する必要がある。 上記事業者は、現在ウエルネス交流プラザの舞台機構の保守点検業務を受託していることから、舞台機構に関して十分に理解しており、修繕について迅速かつ的確に実施することが可能である。仮に他の事業者が本修繕を実施した場合、保守点検事業者と修繕事業者が混在することになり、保守点検事業者である上記事業者は本修繕の内容の詳細を把握できないため、舞台機構に障害が生じたときに速やかな対応が行えず、施設利用に多大な影響を来す可能性があり、その責任の所在も不明確となる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契約締結日		令和８年８月１０日
契約金額		28,936,600　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	54

担当課	部課等名	商工政策課
	電話番号	０９８６－２３－２９８３
件　　名		中心市街地中核施設附帯駐車場エレベーター修繕
業務等の内容		中心市街地中核施設附帯駐車場にある２機のエレベーターに使用されている電子機器について、耐用年数が超過しているため、電子機器の部品修繕等を行うもの
契約の相手方	所在地	福岡県福岡市中央区天神1-10-20
	名　称	三菱電機ビルソリューションズ株式会社　西日本支社
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当
		エレベーターの仕様・構造はメーカーごとに異なり、修理等についても各メーカーは、直接又は専門のサービス会社を設立し、一貫した体制で安全管理を行っている。このため、仮にメーカー以外の事業者へ修繕を依頼した場合、事故等発生時の責任の主体（製品の瑕疵によるものか、メンテナンス不良によるものか）が不明確になり、確実な賠償が受けられない恐れがある。 以上の点を考慮し、安全性の確保及び事故発生時の責任の明確化の点から、設置されているエレベーターの施工及びメンテナンスを専門としている上記事業者と随意契約をするものである。
契約締結日		令和８年８月１０日
契約金額		4,562,800　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	55

担当課	部課等名	商工政策課
	電話番号	０９８６－２３－２９８３
件　　名		サーバーリプレイス業務委託
業務等の内容		ウエルネス交流プラザで稼働しているサーバー機器及びサーバーバックアップ用ＵＳＢＨＤＤ並びに無停電電源装置について、機器のハードウエア保証が終了することに伴い機器の更新等を行うとともに、現在各２台で稼働しているものを各１台に集約するもの
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市花繰町20号8番地
	名　称	株式会社システム・ナイン
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当
		本業務はウエルネス交流プラザで稼働している施設管理用サーバー機器等について、ハードウエア保証が終了することに伴う更新を実施するものである。 本業務の履行に当たっては、現在稼働中のサーバーの詳細な設定内容を把握していることが必要不可欠である。 現在稼働中のサーバーは、上記事業者が整備・構築をしたものであり、上記事業者はウエルネス交流プラザのサーバー及びソフトウエアへの理解度も高く、今回の委託業務を確実に履行できる唯一の事業者である。 仮に、上記事業者以外の者が本業務を行った場合、時間的、経済的にも非効率となり、さらに、不具合が発生した際の責任の所在も不明確となる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契約締結日		令和８年８月１２日
契約金額		5,544,000　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	56

担当課	部課等名	障がい福祉課
	電話番号	０９８６－３６－８７１５
件　　名		みやこのじょう　こころのライン相談事業業務委託
業務等の内容		ＳＮＳ相談事業業務を委託するもの
契約の相手方	所在地	東京都港区東新橋一丁目5番2号
	名　称	エースチャイルド株式会社
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当
		本業務の履行に当たっては、関連業務の実績に基づく専門的知識やノウハウを踏まえたアドバイス、提言等、高い企画力・提案力が必要であるため、公募型プロポーザル方式により選定を行うこととした。 本プロポーザルは、参加資格審査を経て、技術提案書に基づく書類審査及びプレゼンテーション審査を実施した。 書類審査及びプレゼンテーション審査では、あらかじめ規定された評価項目に基づき価格審査及び企画審査を行い、審査の結果、上記事業者を優先交渉者として選定した。 以上の理由により、本プロポーザルの優先交渉者である上記事業者と随意契約するものである。
契約締結日		令和８年８月１３日
契約金額		4,004,000　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	57

担当課	部課等名	みやこんじょＰＲ課
	電話番号	０９８６－２３－２６１５
件　　名		かかしの里ゆぽっぽ家族湯真空式温水ボイラー取替修繕
業務等の内容		かかしの里ゆぽっぽ家族湯真空式温水ボイラーの取替修繕を行うもの
契約の相手方	所在地	鹿児島県鹿児島市田上町４３５１番地
	名　称	川幸産業株式会社
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当
		かかしの里ゆぽっぽの家族風呂に設置されている真空式温水ボイラー缶は、耐用年数を超過しており取替修繕が必要な状況となっている。 本修繕の施工に当たっては、修繕箇所のみでなく、温泉設備の保守を統合的に理解し、施工後の試運転等でも総合的に修繕の結果が確認できることが必要である。また、万一トラブル等があった場合は、施設の運営に甚大な影響を及ぼすおそれがあり、住民サービスの低下につながりかねないため、正確かつ確実な施工が求められる。 この点、上記事業所は、かかしの里ゆぽっぽの温泉設備の保守を行っている温泉管理の専門事業者であるため、システムを含む施設設備全般に精通しており、施工後の試運転調整もスムーズにできる。 仮に他の事業者が本修繕を施行した場合、保守事業者と修繕事業者が混在することになり、保守事業者である上記事業者は本修繕の内容の詳細を把握できないため、機器に故障が生じたときに速やかな対応が行えず、施設利用に多大な影響を来す可能性があり、その責任の所在も不明確となる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するもの。
契約締結日		令和８年８月１４日
契約金額		4,881,800　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	58

担当課	部課等名	みやこんじょＰＲ課
	電話番号	０９８６－２３－２６１５
件　　名		かかしの里ゆぽっぽ温水ボイラー取替修繕
業務等の内容		かかしの里ゆぽっぽの温水ボイラーを取替修繕するもの
契約の相手方	所在地	鹿児島県鹿児島市田上町４３５１番地
	名　称	川幸産業株式会社
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当
		かかしの里ゆぽっぽに設置されている温水ボイラー缶は、耐用年数が超過しており取替修繕が必要な状況となっている。 本修繕の施工に当たっては、修繕箇所のみでなく、温泉設備の保守を統合的に理解し、施工後の試運転等でも総合的に修繕の結果が確認できることが必要である。また、万一トラブル等があった場合は、施設の運営に甚大な影響を及ぼすおそれがあり、住民サービスの低下につながりかねないため、正確かつ確実な施工が求められる。 この点、上記事業所は、かかしの里ゆぽっぽの温泉設備の保守を行っている温泉管理の専門事業者であるため、システムを含む施設設備全般に精通しており、施工後の試運転調整もスムーズにできる。 仮に他の事業者が本修繕を施行した場合、保守事業者と修繕事業者が混在することになり、保守事業者である上記事業者は本修繕の内容の詳細を把握できないため、機器に故障が生じたときに速やかな対応が行えず、施設利用に多大な影響を来す可能性があり、その責任の所在も不明確となる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するもの。
契約締結日		令和８年８月１４日
契約金額		3,696,000　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	59

担当課	部課等名	地域振興課
	電話番号	０９８６－２３－２１３２
件　　名		都城市総合文化ホール　舞台照明設備修繕
業務等の内容		都城市総合文化ホール　中ホール舞台照明設備の修繕を行うもの
契約の相手方	所在地	福岡県福岡市中央区大名１－１４－４５
	名　称	丸茂電機株式会社　福岡営業所
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当
		都城市総合文化ホールの舞台照明設備については、同ホール専用の仕様となっている。 現在、中ホールの舞台照明設備のうち、センターピンスポットライト及び調光主幹盤や調光分岐盤等が経年による交換修繕時期となっている。これらを更新し調光装置との接続や舞台照明全体を含めた調整作業等の修繕が必要であるが、この修繕は同ホール舞台照明設備の仕様を熟知した事業者でなければ履行することができない。 上記事業者は、都城市総合文化ホールの舞台照明設備について当初から設計・施工に携わっており、現在も舞台照明設備について指定管理者と保守点検業務委託契約を締結しているため、当該設備全体を把握しており、確実な修繕を履行することができる。 また、仮に他事業者が本修繕を行った場合、その後に発生した不具合について、責任の所在が不明確になり、メーカーの保証が受けられなくなるおそれもある。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契約締結日		令和８年８月１７日
契約金額		142,450,000　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	60

担当課	部課等名	学校教育課
	電話番号	０９８６－２３－９５４４
件　　名		令和８年度オーストラリア中等学校生受入業務委託
業務等の内容		オーストラリアから都城市に訪れる中学生とその引率者に対する本市での文化体験に係る調整、記念式典等にかかる料金の支払い、引率者に係る移動用タクシーやバス等の手配などの受入業務を委託するもの
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市立野町１１号１２番地１ 鎌田事務所内
	名　称	トラベルワン株式会社　都城団体支店
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の２第１項第８号該当
		本業務の業者選定にあたり、入札参加資格者名簿登載業者４者を指名し、指名競争入札通知を行ったが、４者の内３者が辞退となり競争入札が成立せず、入札不調となった。再度、名簿に登載されているその他の事業者に業務対応可否を確認し、１回目の入札に参加の意思を示した１者と、対応可能と回答のあった１者の合計２者を指名し指名競争入札通知を行ったが、２者の内１者が辞退し、１回目と同様に入札不調となった。 なお、３回目の業者選定にあたって、入札参加資格者名簿登載業者には、他に本業務が対応可能な事業者が登録されていないため、名簿に登載されていない事業者を調査し、２者に仕様書を送付したが、２者とも対応不可とのことであった。 以上により、１回目、２回目の入札に参加の意思を示し、現時点でも本業務が対応可能としている上記事業者と随意契約するものである。
契約締結日		令和８年８月１７日
契約金額		1,740,079　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	61

担当課	部課等名	環境業務課
	電話番号	０９８６－２４－５５６０
件　　名		塵芥車修繕（宮崎800は1622）
業務等の内容		ごみ収集運搬中に発生した事故により破損した塵芥車を修繕するもの
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市都北町7467番地
	名　称	有限会社丸和建機サービス
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当
		県道での事故発生時、２次被害を防止するため、塵芥車等の特殊車両を扱い、かつ緊急対応が可能であった上記事業者に現地急行対応を依頼した。上記事業者が事故車両を確認したところ自力走行が不能であったため、現地で破損したドライブシャフトの取り外しを行い、けん引機械を取り付け後、事業者の車両ドックに移送した。 塵芥車はごみ収集業務に必要不可欠なため、早急な修繕が必要であり、見積額算定のため分解を行ったところ、事故によるフレームの歪みやひび割れ等が各部位に発生しており、特に破損部が酷い部位においては、再取り付けが困難な状態であることが判明した。 現在、車両の再移送は困難な状況で、移送によりさらなる破損が生じる恐れがあり、また、その場合責任の所在が不明瞭になるため、あらためて他事業者へ修繕依頼することは困難である。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契約締結日		令和８年８月１８日
契約金額		2,072,565　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	62

担当課	部課等名	美術館
	電話番号	０９８６－２５－１４４７
件　　名		都城市美術展作品展示撤去等業務委託
業務等の内容		都城市美術展の展示において、市民から応募のあった美術作品の搬入・搬出、審査作業の補助及び展示・撤去作業並びに保険加入業務を委託するもの
契約の相手方	所在地	宮崎県宮崎市高千穂通二丁目６番１８号 NMビル９階
	名　称	日本通運株式会社　宮崎支店
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当
		本業務の履行に当たっては、市民から応募のあった数百点の美術作品を丁寧かつ安全に取り扱うことが求められるため、美術作品の取扱いに熟知した専門的な知識・技術を有する職員を有していることが必要である。 しかし、これらの要件を満たす事業者は、九州管内において２者のみとなっており、また、これらの事業者のうち１者は、本市の競争入札参加有資格事業者名簿に登録されていない。 そこで、受注事業者については、競争入札に代え、当該２者での見積合せを行うことにより決定することとし、見積合せを行った結果、１者から辞退届が提出された。 以上の理由により、見積書の提出のあった上記事業者と随意契約するものである。
契約締結日		令和８年８月１８日
契約金額		1,023,800　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	63

担当課	部課等名	地域振興課
	電話番号	０９８６－２３－２１３２
件　　名		都城市総合文化ホール　空調設備冷却塔修繕
業務等の内容		都城市総合文化ホールの空調設備である冷却塔修繕を行うもの
契約の相手方	所在地	宮崎県宮崎市大字赤江2番地
	名　称	株式会社九南
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当
		都城市総合文化ホールの空調設備である冷却塔（空調設備で発生した熱を外へ逃がすための設備）が、経年劣化による部品更新修繕の時期となっている。 今回修繕を行う冷却塔は、同ホールの空調設備のうちの一部であり、他の空調設備と連携しているため、修繕に当たっては空調設備全体を把握している事業者でなければ確実な修繕ができない。 上記事業者は、同ホールの空調設備について毎年修繕を行っており、当該設備において、配管の配置や冷却塔に連携する空調設備の全体を熟知しており、確実な修繕を履行することができる。 また、仮に他事業者が本修繕を行った場合、修繕後に発生した不具合について、責任の所在が不明確になり、メーカーの保証が受けられなくなる恐れもある。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契約締結日		令和８年８月１９日
契約金額		6,655,000　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	64

担当課	部課等名	商工政策課
	電話番号	０９８６－２３－２９８３
件　　名		中心市街地中核施設等イルミネーション設置等業務委託
業務等の内容		中心市街地中核施設等にイルミネーション設置及び撤去を行う業務を委託するもの
契約の相手方	所在地	宮崎県宮崎市大字本郷北方２７５３番地５
	名　称	株式会社ＡＶＣ放送開発
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当
		本業務の履行に当たっては、イルミネーションの設置だけではなく、中心市街地に来訪者を誘引し回遊できる魅力的なデザインや、設置期間中の安定した稼働など、企画・管理の一体的な業務遂行が求められる。 このため、芸術性及び創造性など、高度な技術力、企画力及び経験を必要とし、都城市プロポーザル方式の実施に関する要綱第３条第１号に該当するため、総合的な能力を事前に確認、審査を行うことが可能な公募型プロポーザル方式により業務受託者の選定を行うこととした。 本プロポーザルでは、技術提案書及びプレゼンテーションに基づく審査を実施した。審査では、あらかじめ規定された評価項目に基づき価格審査及び技術審査を行い、審査の結果、上記事業者を優先交渉者として選定した。 以上の理由により、本プロポーザルの優先交渉者である上記事業者と随意契約するものである。
契約締結日		令和８年８月２０日
契約金額		56,474,000　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	65

担当課	部課等名	地域振興課
	電話番号	０９８６－２３－２１３２
件　　名		第１７回都城民俗芸能祭発表会等開催業務委託
業務等の内容		本市の貴重な文化遺産を後世に伝えていくために、日頃地域で活動している民俗芸能保存会が、広く市民にその芸能を披露するための場として民俗芸能祭を開催する業務を委託するもの
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市北原町１１０６番地１００
	名　称	公益財団法人都城市文化振興財団
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当 上記法人は、都城市とその周辺地域における芸術文化の向上及び振興を図るための事業を行うとともに、地域住民の主体的で創造的な芸術文化活動を促進し、豊かな地域文化の発展と形成に寄与するといった、本来、市が直接取り組むべき役割を担うことを目的として設立された法人である。 本事業は、古くから霧島盆地地域に伝わる「民俗芸能」を、広く市民に披露するためのものであり、その趣旨は、同法人の設立趣旨と一致する。また、同法人のほかに本事業を実施可能とする施設を有する団体はない。 以上の理由により、同法人と随意契約するものである。
契約締結日		令和８年８月２１日
契約金額		2,151,000　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	66

担当課	部課等名	都城島津邸
	電話番号	０９８６－２３－２１１６
件　　名		都城島津伝承館特別展関連イベント「浅野温子 よみ語り」公演開催業務委託
業務等の内容		新市誕生20周年・島津発祥1000年記念事業・都城島津伝承館特別展の関連イベントとして「浅野温子 よみ語り」公演を業務委託するもの
契約の相手方	所在地	東京都世田谷区深沢4丁目6番2号
	名　称	株式会社天月海
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当
		新市誕生20周年・島津発祥1000年記念事業として舞台公演を実施するにあたり、都城市及び都城島津邸の魅力を広くPRできる公演内容を検討した。 都城島津邸ではこれまで史料の展示等を通じて都城島津家の歴史を紹介してきたが、島津発祥1000年という節目に際し、より分かりやすく市内外へ情報発信できる催しを行いたいと考えた。都城島津家に由来するオリジナル脚本を制作し、よみ語りの形式で舞台公演することで、観客に都城の歴史を親しみやすく紹介できると判断した。 浅野温子氏のマネジメントを担う事業者は、地域の歴史を題材としたオリジナル脚本の制作と、知名度のある俳優による「よみ語り」公演を一体的に提供でき、文化施設や神社など全国140か所以上での上演実績を有する。日本神話や民話を題材とするその公演内容は、島津発祥1000年という歴史的背景との親和性が極めて高く、同記念事業の趣旨に合致している。他の事業者では、オリジナル脚本の制作と知名度のある俳優によるよみ語り公演を一括して実施することが困難であることから、当該事業者と随意契約を締結するものである。
契約締結日		令和８年８月２１日
契約金額		4,192,650　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	67

担当課	部課等名	環境施設課
	電話番号	０９８６－２３－３３１９
件　　名		都城市リサイクルプラザ　ごみクレーン油圧バケット分解点検業務委託
業務等の内容		不燃ごみピットに貯留された不燃ごみを供給ホッパへ投入するごみクレーンに付属する油圧バケットが経年劣化していることから、安全性の確保や機能を維持するための点検業務を委託するもの
契約の相手方	所在地	福岡県糟屋郡新宮町下府２丁目１１番１号
	名　称	東洋ホイスト株式会社
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当 当該油圧バケットは、上記事業者の設計仕様・構造に基づき製造された、極めて特殊な機械設備である。このため、仮に他の事業者へ点検を委託した場合、確実な業務の履行ができないことや、点検後に不具合が生じた際に、責任の所在が不明確になるとともに、原因究明や修復に支障が生じる恐れがある。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契約締結日		令和８年８月２４日
契約金額		1,872,200　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	68

担当課	部課等名	商工政策課
	電話番号	０９８６－２３－２９８３
件　　名		都城市女性活躍促進事業業務委託
業務等の内容		都城市女性活躍促進事業において、下記の業務を委託するもの （１）スタートアップセミナーの開催(１回)及び広報・参加者募集 （２）スキルアップ等講座の開催(全12回)及び広報・参加者募集 （３）スキルアップ等講座受講生に対する、収入に繋がる具体的な支援 （４）報告書類作成
契約の相手方	所在地	宮崎県宮崎市橘通西3丁目10番32号　8階
	名　称	株式会社ATOMica
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当
		本業務は、働く意欲を持つ女性の能力を十分に発揮できるよう、ライフスタイルに応じた多様で柔軟な働き方を考える機会を提供し、その実現のための技術の習得、スキルアップの支援を行うことで、女性の所得向上や職業生活における活躍を図ることを目的としている。 目的を達成するためには、起業や就業に繋がる効果的なセミナー等の企画・運営が重要であり、その内容は価格のみで評価できるものではない。よって、提案内容等を総合的に評価できる公募型プロポーザル方式により、業務受託者の選定を行うこととした。 本プロポーザルでは、技術提案書及びプレゼンテーションに基づく審査を実施した。審査では、あらかじめ規定された評価項目に基づき価格審査及び技術審査を行い、審査の結果、上記事業者を優先交渉者として選定した。 以上の理由により、本プロポーザルの優先交渉者である上記事業者と随意契約するものである。
契約締結日		令和８年８月２４日
契約金額		3,091,000　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	69

担当課	部課等名	こども家庭課
	電話番号	０９８６－２３－０９６４
件　　名		都城市児童家庭相談システム標準化対応業務
業務等の内容		地方公共団体の情報システムの標準化に伴い、都城市児童家庭相談システム（以下「児童相談システム」という。）が、令和８年９月に本市にて稼働する住民基本台帳システムとのデータ連携に対応できるよう、児童相談システムの改修等を実施するもの
契約の相手方	所在地	大阪府八尾市北亀井町三丁目1番72号
	名　称	シャープマーケティングジャパン株式会社
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当
		児童相談システムは、上記事業者が開発・導入したものであり、同事業者でなければ本委託業務の確実な履行ができない。 仮に本業務を他の事業者に委託した場合、システムに不具合が生じ、行政事務に支障が出るおそれが高く、その際の責任の所在も不明確となる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契約締結日		令和８年８月２５日
契約金額		4,224,000　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	70

担当課	部課等名	みやこんじょＰＲ課
	電話番号	０９８６－２３－２６１５
件　　名		東京モノレール車両内ポスター掲出業務委託
業務等の内容		東京モノレール車両内に都城に関するポスターを掲出することにより、都城市の魅力を対外的にPRする業務を委託するもの
契約の相手方	所在地	東京都港区芝大門１丁目４番８号
	名　称	株式会社モノレール・エージェンシー
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当
		東京モノレールの各ターミナル駅は、羽田空港の出発・到着ロビーに直結しており、アクセスが容易であることに加え、運行時間帯は早朝から深夜までと広く、高頻度で運行していることから、利便性の高い交通機関として選ばれており、１日あたり９万人を超える利用者にPRが可能である。また、本市がモノレール浜松町駅で実施している改札やPR看板等の他の広告との相乗効果を生むことができる。 同車両の広告媒体管理業務を担うのは上記事業者のみであり、契約の相手方は上記事業者に特定される。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契約締結日		令和８年８月２６日
契約金額		8,540,400　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	71

担当課	部課等名	財産活用課
	電話番号	０９８６－２３－２６７２
件　　名		市有財産（土地）売買契約（乙房町３３３４番２　外）
業務等の内容		公共用財産を用途廃止し普通財産となった市有地について、譲渡申請者へ売却するもの（歳入）
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市乙房町3333番地1
	名　称	有限会社昇栄運送
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当
		本件土地は単独での活用が困難であり、隣接地と一体的に利用することで土地の有効活用が期待できる。上記事業者は隣接地所有者であり、譲渡申請があったもの。また、本件土地の売却について、申請者以外の隣接地所有者、自治公民館長及び土地改良区理事長からの同意を得ている。 以上の理由により、上記相手方と随意契約するものである。
契約締結日		令和８年８月２８日
契約金額		1,031,000　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	72

担当課	部課等名	市民課
	電話番号	０９８６－２３－２１２８
件　　名		旧氏に係るコンビニ交付システム改修業務委託
業務等の内容		マイナンバーカードへの旧氏の振り仮名及びローマ字表記等を実現することを目的とし、住民基本台帳法等の一部改正に基づき、戸籍の附票へ旧氏及び旧氏の振り仮名を記載するため、戸籍附票システムを改修するもの
契約の相手方	所在地	宮崎県宮崎市高千穂通一丁目６番３８号
	名　称	行政システム九州株式会社　宮崎支店
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当
		本市のコンビニ交付システム（以下「システム」という。）は、上記事業者が開発・導入したものであり、同事業者でなければ本委託業務の確実な履行を期待できない。 仮に本業務を他の事業者に委託した場合、システムに不具合が生じ、行政事務に支障が出るおそれが高く、その際の責任の所在も不明確となる。 以上の理由により、当該システムの開発及び導入を実施した上記事業者でなければ、本業務の適切かつ確実な対応が期待できないことから、同事業者と随意契約するものである。
契約締結日		令和８年８月２８日
契約金額		1,078,000　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	73

担当課	部課等名	農政課
	電話番号	０９８６－２３－２７６８
物品の名称		ふるさと給食提供事業用都城産牛もも肉（都城学校給食センター用）
物品の詳細		市内小中学校で例年実施している「ふるさと給食」で提供するハンバーガーに使用する都城産牛モモ肉
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市上町１０街区２２号
	名　称	株式会社福島精肉店
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当
		本件は、予定価格が１５０万円を超える物品の売買契約であり、本来は入札により契約相手方を決定すべき案件である。 しかし、本件を履行可能の事業者は本市の競争入札参加資格者名簿に登録がないため、競争入札に代え、市内に本店を有し本件の履行が可能である２者での見積合せを行うことにより決定することとし、見積合せを行った結果、上記事業者の見積額が最も安価であった。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契約締結日		令和８年８月３１日
契約金額		6,499,958　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	74

担当課	部課等名	スポーツ政策課
	電話番号	０９８６－２３－９５４６
件　　名		外部講師を活用したスポーツ振興モデル事業 業務委託
業務等の内容		本事業は、運動習慣の定着に最も重要な時期である小学生（ゴールデンエイジ）を対象として、子どもたちがトップアスリートとの交流を通じてスポーツの楽しさや魅力を体感し、主体的・継続的なスポーツ実施（運動習慣の定着）へ繋げることを目的とする。 小学校における外部講師を活用した授業を実施するとともに、単発の授業機会を最大限に活かした効果的な検証や、今後の持続可能な事業スキーム構築に向けたノウハウや課題を抽出するモデル事業を委託するもの
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市中町１７街区２号
	名　称	一般社団法人都城市スポーツコミッション
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当
		上記事業者は、本市におけるスポーツ振興のハブ機能を担う組織であり、オリンピアンをはじめ多競技の一流アスリートが多数所属し、教育現場での次世代育成において豊富な実績を持つ（一社）アスリートネットワークとの間で、令和８年３月に包括的な「連携協定」を締結している唯一の団体である。 本市初の事業であり、限られた実施期間のなかで子どもたちがスポーツを継続したくなる効果的な事業スキームについて、アンケート等を通じた効果検証までを一体的かつ柔軟に管理・運営する必要がある。これらの要素を総合的に勘案すると、上記事業者でなければ適切な業務遂行は困難である。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契約締結日		令和８年８月３１日
契約金額		1,058,000　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	75

担当課	部課等名	福祉課
	電話番号	０９８６－２３－３１０２
件　　名		都城市健康増進施設利用助成事業委託
業務等の内容		65歳以上の高齢者及び身体障害者手帳所持者等を対象に、１人当たり20回分の健康増進施設利用助成券（以下「助成券」という。）を交付し、この助成券を使用した者が、１回約100円の自己負担（場所、内容により金額に変更あり）で健康増進施設を利用可能となるよう、残りの額を市が助成するもの
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市志比田町5468番地1
	名　称	青林工業株式会社　外7団体
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当 本事業の実施に当たっては、都城市健康増進施設利用助成事業実施要綱（令和８年告示第270号）第２条第３項にて定める各健康増進施設の管理者とそれぞれ契約することが規定されているため、各事業者と随意契約するものである。 ※契約相手方一覧は別紙１のとおり
契約締結日		令和８年９月１日
契約金額		39,932,200　円

別紙１（番号 75 関係）

契約相手方	所在地	本事業の履行場所
青林工業株式会社	宮崎県都城市志比田町 5468 番地１	都城温泉 宮崎県都城市志比田町 5468 番地１
株式会社　和楽笑	宮崎県都城市広原町 34 号８番地２	株式会社　和楽笑の湯 宮崎県都城市広原町 34 号８番地２
有限会社　合歓木	宮崎県都城市広原町９号 11 番地	(1) 合歓木温泉　広原店 宮崎県都城市広原町９号 11 番地 (2) 合歓木温泉　五十市店 宮崎県都城市五十町 1613 番地１ (3) 合歓木温泉　沖水店 宮崎県都城市金田町 2720 番地
合同会社　幸福温泉ハッピーユー	宮崎県都城市宮丸町 3122 番地６	幸福温泉 宮崎県都城市宮丸町 3122 番地６
サンプラザホテル株式会社	宮崎県都城市上川東四丁目 5975 番地１	サンプラザホテル 2F　貴宝の癒 宮崎県都城市上川東四丁目 5975 番地１
株式会社グリーン商事　都城グリーンホテル	宮崎県都城市栄町 27 号２番地１	都城グリーンホテル　なごみ癒 宮崎県都城市栄町 27 号２番地１
都城市南部ふれあい広場管理運営委員会	宮崎県都城市大岩田町 5812 番地 7	南部ふれあい広場 宮崎県都城市大岩田町 5812 番地 7
志和池地区環境整備対策協議会	宮崎県都城市上水流町 1952 番地 3	志和池中央ふれあい広場 宮崎県都城市上水流町 1952 番地 3

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	76

担当課	部課等名	福祉課
	電話番号	０９８６－２３－３１０２
件　　名		都城市高齢者元気ハツラツ商品券換金業務委託
業務等の内容		高齢者元気ハツラツ商品券交付事業の実施に当たり、取扱店舗の利用済み商品券を換金等するもの
契約の相手方	所在地	宮崎県宮崎市橘通東２丁目４－１
	名　称	宮崎第一信用金庫
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当
		本業務を遂行するためには、取扱店舗の利便性向上、窓口の混雑解消を図ることに加え、市内に多くの支店を有し、換金する際の業種、業態にも精通している必要がある。そこで、市内の金融機関に確認したところ、対応可能と回答があったのは上記事業者だけであった。また、上記事業者は、これまでにプレミアム付スマイル商品券（第１弾～第５弾）及び暮らし応援券においても問題なく履行した実績があることから、本業務の適切かつ確実な履行が見込まれる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契約締結日		令和８年９月１日
契約金額		1,992,000　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	77

担当課	部課等名	福祉課
	電話番号	０９８６－２３－３１０２
件　　名		都城市高齢者元気ハツラツ商品券換金業務委託
業務等の内容		高齢者元気ハツラツ商品券交付事業の実施に当たり、取扱店舗の利用済み商品券を換金等するもの
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市山之口町花木２０３９番地６
	名　称	都北商工会連絡協議会
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当
		本業務を遂行するためには、取扱店舗の利便性向上、窓口の混雑解消を図ることに加え、市内に多くの受付事務所（商工会）を有し、換金する際の業種、業態にも精通している必要がある。 上記事業者は、市内各地区（荘内、中郷、山之口、高城、高崎、山田）に商工会を有する唯一の組織であり、これまでにプレミアム付スマイル商品券（第１弾～第５弾）及び暮らし応援券においても問題なく履行した実績があることから、本業務の適切かつ確実な履行が見込まれる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契約締結日		令和８年９月１日
契約金額		1,056,000　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	78

担当課	部課等名	健康課
	電話番号	０９８６－２３－２７６５
件　　名		インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症予防接種業務委託
業務等の内容		都城市内に住所を有する６５歳以上の者及び６０歳以上６５歳未満の者で、該当する基礎疾患を有する者に対するインフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症予防接種業務を委託するもの
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市姫城町８街区２３号
	名　称	公益社団法人都城市北諸県郡医師会
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当
		市には、市内のどの医療機関がインフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症予防接種を実施できるのか、また、受入可能件数がどの程度あるのか等の情報が少ないため、本事業の実施に当たっては、実施機関の選定を含めて委託する必要がある。 また、本業務の性質上、実施状況の把握のため、個々の医療機関と契約するよりも、窓口を一本化し、市との緊密な連携体制をとることが望ましい。 以上の理由により、市郡内の医師が所属し、それぞれの医療機関の実態を把握している上記法人と随意契約するものである。
契約締結日		令和８年９月１日
契約金額		206,010,171　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	79

担当課	部課等名	商工政策課
	電話番号	０９８６－２３－２９８３
件　　名		都城市ウエルネス交流プラザ　ワイヤレスマイクシステム修繕
業務等の内容		ウエルネス交流プラザのワイヤレスマイクシステムについて交換、調整等を行うもの
契約の相手方	所在地	福岡県福岡市中央区長浜１－１－１ ＫＢＣビル９階
	名　称	ヒビノスペーステック株式会社　九州営業所
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当
		上記事業者は、当該施設の舞台音響設備のシステム設計、施工及び保守点検業務を受託している。仮に他の事業者が本修繕を実施した場合、保守点検事業者と修繕事業者が混在することになり、保守点検事業者である上記事業者は本修繕の内容の詳細を把握できないため、システムに障害が生じたときに速やかな対応が行えず、施設利用に多大な影響を来す可能性があり、その責任の所在も不明確となる。 また、上記事業者は本設備の導入及び保守業務において、２０年近くの経験があることから、既存のホール音響システムに精通しており、他の事業者よりも安全かつ効率的（経済的）に本修繕に取り組むことができる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契約締結日		令和８年９月１日
契約金額		10,340,000　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	80

担当課	部課等名	スポーツ政策課
	電話番号	０９８６－２３－９５４６
件　　名		みやざきフェニックスリーグ受入準備及び運営等業務委託
業務等の内容		みやざきフェニックスリーグの受入準備、運営、イベント等を委託するもの
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市中町１７街区２号
	名　称	一般社団法人都城市スポーツコミッション
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当
		本業務実施に当たっては、みやざきフェニックスリーグの試合の準備運営状況を熟知し、選手・チームのニーズの把握、プロ仕様の施設の受入準備、複数の関係者間の連絡調整、見学に来る来場者へのおもてなし企画、みやざきフェニックスリーグの広報活動等を複合的に実施することが求められる。 上記事業者は、本市のスポーツ拠点施設や特色ある観光資源を最大限活用し、競技大会等のスポーツイベントの開催、キャンプ合宿等の誘致事業を通じてスポーツの機会を創出し、スポーツを軸とした地域振興及び地域活性化に取り組むために設立され、令和５～７年度に実施されたみやざきフェニックスリーグ準備及び運営について、市と連携し円滑に業務を実施した。また、上記事業者は今回の試合会場である都城市運動公園の指定管理業務を受託しており、プロが使用するグラウンドの維持管理も担っている。設立経緯及び過去の実績、施設管理・整備の観点からも、円滑な受入準備及び期間中の適切な運営・管理を実施できる事業者は、上記事業者をおいて他にない。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契約締結日		令和８年９月１日
契約金額		17,945,994　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	81

担当課	部課等名	ふるさと納税課
	電話番号	０９８６－２３－２４５２
件　　名		楽天マート地域情報発信サービス業務委託
業務等の内容		都城市の対外的ＰＲの推進を目的として、ふるさと納税が最も盛んな楽天市場内の楽天マートに特設ページを開設・運用し、本市の地域情報を発信する業務を委託するもの
契約の相手方	所在地	東京都世田谷区玉川１丁目１４番１号
	名　称	楽天グループ株式会社
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当
		本業務における発信内容は、本市の地理的特徴、商業、観光、特産品などが挙げられるが、「商業」、「観光」、「ふるさと納税」の3軸において、多様な顧客情報を管理し、情報発信と運用が可能であるのは、数あるポータルサイトの中でも上記事業者が運営する楽天市場のみである。 また、ふるさと納税市場でシェア№1の楽天市場において、本市は、楽天ショップ・オブ・ザ・イヤーを昨年度を含め通算5回獲得し、楽天市場の利用者（以降、楽天会員）と本市との親和性は非常に高い。 さらに楽天会員１億人以上の中から、効率的に観光や特産品に興味を持つ対象者を分析、抽出し、情報発信するためには、多様な顧客情報を管理・運用している楽天市場のビッグデータの利用が必要不可欠である。 そのようなサイト内で情報発信することは、本市へのふるさと納税寄附額を伸ばすうえで非常に効果的であり、本業務が履行可能なのは、同サイトを運営している上記事業者のみである。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契約締結日		令和８年９月１日
契約金額		16,500,000　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	82

担当課	部課等名	ふるさと納税課
	電話番号	０９８６－２３－２４５２
件　　名		さとふる掲載プラン移行作業業務委託
業務等の内容		従来、ふるさと納税ポータルサイト「さとふる」の運営企業側で管理・運用していたふるさと納税の寄附・返礼品の配送データを、本市のふるさと納税中間事業者であるシフトプラス株式会社の管理システムへ移行・統合する作業業務を委託するもの
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市宮丸町３０７０番地１
	名　称	シフトプラス株式会社
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当 これまでふるさと納税ポータルサイト「さとふる」の運営事業者と、寄附の受付・返礼品の配送などの中間業務を含む「一括プラン」で業務委託契約を締結していたが、今回、業務効率化に伴うふるさと納税の中間業務を担う中間事業者の統一のため、「さとふる」のポータルサイト機能のみを利用する「掲載プラン」へ変更することとなった。このため、従来さとふる側で管理・運用していた寄附・配送データを、現在本市のふるさと納税中間事業者として受付業務委託を行っている上記事業者の管理システムへ移行・統合する作業が必要となった。 本業務は、本市のふるさと納税基幹システムを構築・運用している上記事業者でなければ技術的・構造的に対応不可能である。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契約締結日		令和８年９月１日
契約金額		2,900,000　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	83

担当課	部課等名	道路公園課
	電話番号	０９８６－２３－２７７５
工事名		Ｒ８　早整工　第１号　早水公園　健康器具設置工事
工事概要		健康器具設置工　N=１式
契約の相手方	所在地	宮崎県東諸県郡国富町大字宮王丸６７７番地
	名　称	株式会社日光製作所
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当
		本工事においては、関連業務等の実績に基づく専門的な知識やノウハウを踏まえたアドバイス及び提言等、高い企画力と提案力が求められることから、「Ｒ８早整工　第１号　早水公園　健康器具設置工事」プロポーザル実施要領に基づき、指名型プロポーザルにより事業者の選定を行うこととした。 本プロポーザルにおいては、指名事業者に技術提案書の提出を依頼したところ、３者から提案技術書の提出があった。その後、提出された技術提案書を基に、選考委員会によるプレゼンテーション審査を実施した。 プレゼンテーション審査においては、「テーマ・コンセプト、器具の構成要素、安全対策、維持管理」を評価項目とする技術審査並びに価格審査を実施した。その結果、最も評価点が高かった上記事業者を優先交渉者として選定した。 以上のことから、本プロポーザルの優先交渉者である上記事業者と随意契約するものである。
契約締結日		令和８年９月３日
工事請負金額		8,846,200　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	84

担当課	部課等名	森林保全課
	電話番号	０９８６－２３－２１５２
件　　名		市有林管理事業　第１号　毎木調査業務委託
業務等の内容		市有林の立木処分を行うに当たり、当該市有林の毎木調査及び境界測量を業務委託するもの
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市早鈴町5085番地
	名　称	都城森林組合
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当
		当該市有林は地籍調査が未実施であるため、境界の確定には現地の状況に精通した高度な専門的技術及び知識が必要である。 上記組合は、長年にわたり本市が委託する市有林の管理に携わっており、当該市有林についても現場を熟知しているとともに、当該区域の境界を的確に判別できる唯一の事業者である。 以上の理由により、上記組合と随意契約するものである。
契約締結日		令和８年９月４日
契約金額		2,332,000　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	85

担当課	部課等名	商工政策課
	電話番号	０９８６－２３－２９８３
件　　名		中央地区立体自動車駐車場管制システム等修繕
業務等の内容		中央地区立体自動車駐車場の管制システムの一部である監視盤等の修繕及び調整を行うもの
契約の相手方	所在地	福岡県福岡市博多区店屋町8番30号
	名　称	三菱プレシジョン株式会社　九州営業所
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当 当該管制システムは上記事業者が開発、導入したものであり、導入当初から修繕及び更新に携わっている。また、修繕に必要な機材は、上記事業者の独自の製品となっているため、他の機材では代替することが不可能である。 以上の理由により、当該システムについては、開発者である上記事業者でなければ対応できないため、同事業者と随意契約するものである。
契約締結日		令和８年９月４日
契約金額		10,230,000　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	86

担当課	部課等名	みやこんじょＰＲ課
	電話番号	０９８６－２３－２１９３
件　　名		極上和牛と焼酎マルシェ運営業務
業務等の内容		極上和牛と焼酎マルシェ運営業務について、NiQLLのコンセプトである、肉と焼酎を中心とした地場産品の魅力を発信することを目的としたイベント運営を委託するもの
契約の相手方	所在地	宮崎県宮崎市橘通東４丁目１番２号
	名　称	株式会社ＭＲＴアド
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当
		本業務の履行に当たっては、関連業務の実績に基づく専門的知識やノウハウを踏まえたアドバイス、提言等、高い企画力・提案力が必要であるため、公募型プロポーザル方式により選定を行うこととした。 本プロポーザルでは、参加資格審査を経て選定委員会を実施した。 選定委員会では、あらかじめ規定された評価項目に基づき価格審査及び企画審査を行い、審査の結果、上記事業者を優先交渉者として選定した。 以上の理由により、本プロポーザルの優先交渉者である上記事業者と随意契約するものである。
契約締結日		令和８年９月４日
契約金額		9,999,999　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	87

担当課	部課等名	みやこんじょＰＲ課
	電話番号	０９８６－２３－２１９３
件　　名		物産振興拠点施設イルミネーション設置等業務委託
業務等の内容		物産振興拠点施設「道の駅」NiQLL活性化のため、来場者の誘引を図るとともに、冬の賑わいの創出を図ることを目的としたイルミネーション設置等業務を委託するもの
契約の相手方	所在地	宮崎県宮崎市大字本郷北方２７５３番地５
	名　称	株式会社ＡＶＣ放送開発
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当 本業務の履行に当たっては、関連業務の実績に基づく専門的知識やノウハウを踏まえたアドバイス、提言等、高い企画力・提案力が必要であるため、公募型プロポーザル方式により選定を行うこととした。 本プロポーザルでは、参加資格審査を経て選定委員会を実施した。 選定委員会では、あらかじめ規定された評価項目に基づき価格審査及び企画審査を行い、審査の結果、上記事業者を優先交渉者として選定した。 以上の理由により、本プロポーザルの優先交渉者である上記事業者と随意契約するものである。
契約締結日		令和８年９月４日
契約金額		9,999,000　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	88

担当課	部課等名	みやこんじょＰＲ課
	電話番号	０９８６－２３－２６１５
件　　名		観音池公園　複合遊具修繕
業務等の内容		観音池公園に設置されている複合遊具の修繕を行うもの
契約の相手方	所在地	福岡県福岡市中央区赤坂１丁目１－５ 鶴田けやきビル６Ｆ
	名　称	株式会社コトブキ　九州支店
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当
		観音池公園に設置されている遊具の安全点検を行った結果、部品の劣化や損傷が確認され、利用者の安全を確保する観点から速やかに修繕が必要な状況となっている。 当該複合遊具は、設置時に用いられた専用部品や独自の接合構造を有しており、修繕にあたっては設置時の仕様や構造を熟知していることが不可欠である。他の業者が修繕を行う場合、部品の互換性や接合方法の相違により、適切な修繕が技術的に困難であるばかりか、不完全な修繕によって新たな危険を生じさせるおそれもある。このような構造上の特殊性から、設置を行った業者以外では対応することができず、当該設置業者が唯一対応可能な業者であると認められる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するもの。
契約締結日		令和８年９月４日
契約金額		1,611,500　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	89

担当課	部課等名	スポーツ政策課
	電話番号	０９８６－２３－９５４６
委託業務名		祝吉・小松原地区体育館空調整備設計業務委託
業務概要		現在新築工事中の祝吉及び小松原地区体育館へ空調設備を設置するための設計業務を委託するもの 空調設計　N=２箇所
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市年見町１８号２番地
	名　称	株式会社益田設計事務所
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当
		本業務は、現在新築中の当該地区体育館（以下「新体育館」という。）の壁に約130kgの空調機械を設置し、配管のための壁部のコア抜きを行うことが主な設計内容となっており、特に構造的な部分に関する設計については、大型の空調機械を設置することから建物構造の把握と慎重な検討が必要不可欠である。 上記事業者は、新体育館の建築設計を行った業者であり、建物構造について熟知しており、円滑かつ正確な設計が可能である。また、業務着手前の資料確認及び打ち合わせが不要となり、期間短縮と経費削減が可能である。 他の事業者が設計した場合、建物構造の把握に時間を要し、不具合が出た場合の責任の所在が不明確となる恐れがある。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契約締結日		令和８年９月７日
業務委託料		4,554,000　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	90

担当課	部課等名	スポーツ政策課
	電話番号	０９８６－２３－９５４６
件　　名		早水公園体育文化センターメインアリーナ液化ガス強制気化装置等入替修繕
業務等の内容		早水公園体育文化センターメインアリーナに設置されている液化ガス強制気化装置ベーパーライザー及びガス調整器等の更新を行うもの
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市吉尾町2145番地1
	名　称	宮崎液化ガス株式会社　都城営業所
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当
		本業務は、早水公園体育文化センターメインアリーナに設置されている液化ガス強制気化装置（ベーパーライザー）及びガス調整器等の更新を行うものである。 当該施設のLPG設備は、平成20年の設置から18年が経過しており、メーカーの想定耐用年数を超過していることから、予防保全を目的として更新を行う。 同設備は宮崎液化ガス株式会社が継続して保守管理を実施しており、その性質上、設備の構造や特性を熟知した事業者による施工が不可欠である。他事業者に委託した場合、施工後の動作保証や事故発生時における責任の所在が不明確となる恐れがある。 また、本設備は特殊な機器であり、故障後に着手した場合は部品調達等に時間を要し、施設運営に甚大な影響を及ぼす懸念がある。 以上のことから、対象設備の構造に精通し、保守管理実績を有することから確実な履行ができる同社と随意契約を締結するものである。
契約締結日		令和８年９月８日
契約金額		2,860,000　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	91

担当課	部課等名	都市計画課
	電話番号	０９８６－２３－２７６２
件　　名		都城市土木ＧＩＳ土地利用データ変更等業務委託
業務等の内容		土地利用の見直し等により生じた都市計画決定の内容を、土木ＧＩＳに反映するため、都市計画情報に関するデータの作成や変更及びシステムの設定変更等を行う業務を委託するもの
契約の相手方	所在地	宮崎県宮崎市広島二丁目１０番２０号
	名　称	株式会社パスコ　宮崎支店
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当 本業務は、都城市土木ＧＩＳ（以下「システム」という。）で利用する関連データの作成や変更及び設定変更を含むシステムの調整を行うものである。当該システムは、土木部や上下水道局が保有する重要なデータや他のシステムとの連携で運用しており、上記事業者が開発、導入及び設定を行っている。 本業務の履行は、システムの安定的な稼動を維持するために、システムに関する専門的な知識を有することや、設定内容を十分に理解している必要があり、システムの開発、導入及び設定を行った事業者でなければ、適切かつ確実な履行が期待できない。仮に、他の事業者が本業務を履行した場合は、他のシステムとの連携障害、トラブル発生時の迅速な対応が難しく、行政事務に支障がでるおそれがある。 以上の理由から、上記事業者と随意契約するものである。
契約締結日		令和８年９月１０日
契約金額		1,540,000　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	92

担当課	部課等名	総合政策課
	電話番号	０９８６－２３－７１６１
物品の名称		中郷地区コミュニティバス運行車両
物品の詳細		中郷地区コミュニティバス運行車両２台を調達するもの
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市吉尾町57番地
	名　称	宮崎日産自動車株式会社　都城店
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当 本件は、令和8年7月30日に指名競争入札を実施するも指名事業者全者辞退により不調となり、納入期限及び指名事業者を変更し、再度令和8年8月27日に指名競争入札を行うも、落札事業者の契約辞退により入札不調となった。 本来は、改めて指名事業者を選定し、入札により契約相手方を選定すべ案件であるが、本件はすでに2回入札不調となっており、納入期限等を考慮すると、再度入札に付す時間的余裕がない。 よって、令和8年8月27日実施の入札に参加した3事業者の内、契約辞退となった1事業者を除いた2事業者を指名し、入札に代え見積書の提出による競争により契約相手方を決定することとし、見積合わせを行った結果、上記事業者の見積額が最も安価であった。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契約締結日		令和８年９月１１日
契約金額		8,804,742　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	93

担当課	部課等名	都城島津邸
	電話番号	０９８６－２３－２１１６
件　　名		都城島津伝承館特別展に係る借用資料搬送業務委託
業務等の内容		都城島津伝承館特別展での展示において、他館から借用する資料の借用・返却に係る搬送と展示及び撤去業務並びに保険加入業務を委託するもの
契約の相手方	所在地	宮崎県宮崎市高千穂通二丁目６番１８号 NMビル９階
	名　称	日本通運株式会社　宮崎支店
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当
		今回、他館から借用する資料は、国宝・重要文化財を含み、その梱包や輸送には細心の注意と専門技術、経験が必要となる。上記事業者は、国宝・重要文化財を含む資料の輸送・展示について豊富な実績を持ち、安全な運搬・展示の作業が可能である。 また、借用の条件として、所有施設の一つから日本通運関西美術品支店の作業員による作業との指定が付されている。本市の競争入札参加資格者名簿に登録されている事業者のうち、指定された事業者との連絡・調整が可能な業者は、上記事業者に限られる。 さらに、本業務において、借用・返却のための輸送先は、関東・京都・九州が含まれることから２便以上の行程を予定している。梱包、輸送、展示作業における責任の所在の明確性を確保すること、また、保険加入が必要となることから、事業者について指定のない所有施設からの借用も含めて、一括の業務として扱う必要がある。 上記の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契約締結日		令和８年９月１１日
契約金額		6,877,700　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	94

担当課	部課等名	秘書広報課
	電話番号	０９８６－２３－２４７２
件　　名		市長車賃貸借（再リース）
業務等の内容		現在リース契約を締結している市長車のリース期間が令和８年１０月１日をもって終了するため、リース期間を３年間延長するもの ※令和８年１０月２日から令和１１年１０月１日までの長期継続契約
契約の相手方	所在地	宮崎県宮崎市老松一丁目1番4号
	名　称	株式会社トヨタレンタリース宮崎
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の２第１項第７号該当 再リースにより現在の車両を乗り継いだ場合、同種の新車リース（５年リース）の年額リース料１，１８８，０００円に比べ、６８６，４００円安価な年額リース料となる。なお、現在リース契約を締結している市長車の状態は良く、再リースとしても業務に支障はない。 よって、再リースを締結することにより、新規リース契約を締結するよりも著しく有利な価格で契約を締結することができ、本車両の再リース契約を締結できるのは、現在リース契約を締結している上記事業者のみである。 以上の理由により、上記事業者と随意契約を締結するものである。
契約締結日		令和８年９月１５日
契約金額		1,504,800　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	95

担当課	部課等名	こども政策課
	電話番号	０９８６－２３－２６８４
件　　名		都城市こどもの居場所展開事業運営業務委託
業務等の内容		五十市地区公民館を活用し、18歳未満のこどもを対象として、安全で安心して過ごせる居場所を提供し、健全な遊び及び生活を通じてこどもの心身を育成し情操を豊かにするとともに、地域におけるこどもに関する団体の育成助長及びこどもの保護者への育児支援を図る等、こどもの健全育成に関する総合的な機能を提供する業務を委託するもの
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市早鈴町1583番地3
	名　称	社会福祉法人相愛会
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当 本事業は、たかお保育所の移転整備に伴い、建替え場所の一部となる鷹尾児童館を年度途中で閉館する に際し、既存の公共施設である五十市地区公民館においてこどもの居場所を確保すべく実施するものである。 本事業では、児童館と同様に、こどもの安全確保や健全育成及び配慮を必要とするこどもへの対応など児童福祉に関する専門性が不可欠である。 当該事業者は、指定管理者として平成27年度より11年間にわたり鷹尾児童館の管理運営を担い、地域のこどもたちの特性や家庭環境を熟知し地域との信頼関係を構築している。 今回、施設の変更に伴い指定管理協定から委託契約へ契約方式を変更するが、別の事業者への移行はこどもたちの心理的安定を損ない、サービスの質の低下を招く恐れがあることから、当該法人の運営実績と専門性を活かし、地域のこどもたちとの継続的な関係性を維持することが、利用者の最善の利益に合致すると判断する。 以上の理由により、当該法人と随意契約するものである。
契約締結日		令和８年９月１５日
契約金額		4,116,000　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	96

担当課	部課等名	総合政策課
	電話番号	０９８６－２３－７１６１
件　　名		記念事業実施に伴う広域交通網の活用に関する追加調査検討業務委託
業務等の内容		都城インターチェンジ及び「道の駅」都城ＮｉＱＬＬ付近で新市誕生２０周年記念事業を実施するにあたり、令和８年６月に実施した周辺道路の交通状況を調査分析する調査業務の調査結果から、迂回路計画の見直しや交通渋滞予測等を再検討した新たな交通規制計画策定に係る追加調査業務を委託するもの
契約の相手方	所在地	宮崎県宮崎市橘通東二丁目９番１４号
	名　称	八千代エンジニヤリング株式会社　宮崎事務所
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当 上記事業者は、前回の調査業務を受託しており、本業務の調査手法に対する専門的かつ高度な技術を有している。また、本件業務が前回業務を踏まえての追加調査であることから、調査手法、測定条件、調査地点の設定根拠等との整合性を確保することが不可欠であり、異なる事業者が本業務を実施した場合、調査手法や使用機器の違いにより両調査のデータの比較・分析に支障をきたすおそれがある。 以上の理由により、効率的かつ調査の精度及び分析の質を確保することができるのは上記事業者だけであることから、上記事業者と随意契約するものである。
契約締結日		令和８年９月１８日
契約金額		2,796,200　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	97

担当課	部課等名	スポーツ政策課
	電話番号	０９８６－２３－９５４６
件　　名		千葉ロッテマリーンズ秋季キャンプ運営業務委託
業務等の内容		千葉ロッテマリーンズ秋季キャンプの誘致推進及び地域活性化を目的として、同キャンプの受入準備、期間中の運営・管理、関連イベントの企画・実施等を委託するもの
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市中町１７街区２号
	名　称	一般社団法人都城市スポーツコミッション
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当
		本業務実施に当たっては、過去のプロチームのキャンプ・試合の準備運営状況を熟知し、選手・チームのニーズの把握、プロ仕様の施設の受入準備、複数の関係者間の連絡調整、見学に来る来場者へのおもてなし企画、本市キャンプの広報活動等を複合的に実施することが求められる。 上記事業者は、令和６年度、令和７年度に実施された千葉ロッテマリーンズの秋季・春季キャンプ運営について、市と連携し業務を実施した実績があり、また、都城運動公園の指定管理業務を受託していることから、プロが使用するグラウンドの維持管理を担っている。過去の実績及び施設管理・整備の観点から、円滑な受入準備及び期間中の適切な運営・管理を実施できる事業者は、上記事業者をおいて他にない。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契約締結日		令和８年９月１８日
契約金額		26,183,350　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	98

担当課	部課等名	総合政策課
	電話番号	０９８６－２３－７１６１
件　　名		都城市新市誕生20周年記念パレード企画運営業務委託
業務等の内容		都城市新市誕生２０周年記念パレード運営に係る企画調整、会場設営、音響、警備、広報等の業務を委託するもの
契約の相手方	所在地	宮崎県宮崎市橘通東４丁目１番２号
	名　称	株式会社ＭＲＴアド
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当
		本市において、同種、同規模のイベントを開催した実績はなく、本業務の履行にあたっては、関連業務の実績に基づく専門的知識やノウハウを踏まえた高い企画力・実行力が必要であるため、公募型プロポーザル方式により選定を行うこととした。 本プロポーザルについては、参加資格審査を経て、企画提案書に基づく書類審査を実施した。 書類審査では、あらかじめ規定された評価基準に基づき、企画審査及び価格審査を行い、審査の結果、上記事業者を優先交渉者として選定した。 以上の理由により、本プロポーザルの優先交渉者である上記事業者と随意契約するものである。
契約締結日		令和８年９月２４日
契約金額		11,584,100　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	99

担当課	部課等名	情報政策課
	電話番号	０９８６－２３－２１２０
件　　名		標準準拠システムガバメントクラウドサービス利用契約
業務等の内容		地方公共団体情報システムの標準化に関する法律により、地方公共団体の業務システムを標準化基準に適合させることが義務付けられたことから、新たに標準準拠システムを利用するもの
契約の相手方	所在地	宮崎県宮崎市高千穂通一丁目６番３８号
	名　称	行政システム九州株式会社　宮崎支店
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当
		本市の基幹業務システムは、国が推進する自治体情報システムの標準化・共通化への対応として、標準準拠システムへ移行する。 標準準拠システムは、基幹業務システムの標準準拠版として上記事業者が開発及び提供する後継システムであり、クラウドサービスとして運用するものである。 当該サービスは、標準準拠システムに係るアプリケーション、システム基盤、ガバメントクラウド環境及び保守サポートを一体的に提供するものであり、制度改正及び標準仕様書の改版に伴う機能改修を含んだものである。 以上のことから、当該サービスを提供できるのはシステム提供事業者である上記事業者に限られることから、上記事業者と随意契約するものである。
契約締結日		令和８年９月２４日
契約金額		58,502,400　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	100

担当課	部課等名	情報政策課
	電話番号	０９８６－２３－２１２０
件　　名		標準準拠システム運用支援オプション利用契約
業務等の内容		本市の基幹業務システムを標準準拠システムへ移行するにあたり、移行後のシステムに係る必要データの抽出、日次・月次・年次処理の運用支援を実施するもの。
契約の相手方	所在地	宮崎県宮崎市高千穂通一丁目６番３８号
	名　称	行政システム九州株式会社　宮崎支店
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当 本市の基幹業務システムは、国が推進する自治体情報システムの標準化・共通化への対応として、標準準拠システムへ移行する。 標準準拠システムは、基幹業務システムの標準準拠版として上記事業者が開発及び提供する後継システムである。 当該業務は、標準準拠システムの仕様、データ構造及び運用手順に基づき実施する必要があり、標準準拠システムと不可分の関係にある。また、障害発生時の迅速な対応及び安定的なシステム運用を確保するためには、システム提供事業者による一体的な運用が必要である。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契約締結日		令和８年９月２４日
契約金額		8,712,000　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	101

担当課	部課等名	情報政策課
	電話番号	０９８６－２３－２１２０
件　　名		MCWEL介護保険訪問調査モバイルV2機器賃貸借
業務等の内容		本市が導入するMCWEL介護保険システムと連携して使用する、MCWEL介護保険訪問調査モバイルV2を導入するもの
契約の相手方	所在地	宮崎県宮崎市高千穂通一丁目６番３８号
	名　称	行政システム九州株式会社　宮崎支店
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当
		MCWEL介護保険訪問調査モバイルV2は、本市が導入するMCWEL介護保険システムとの連携が必須のシステムであるため、MCWEL介護保険システムの導入事業者である上記事業者でなければ、本業務の確実な履行ができない。 仮に他の事業者が本業務を履行した場合、各種設定等の新たな業務が発生し、また、障害発生時の迅速な対応が難しく、その際の責任の所在も不明確となる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約を行うものである。
契約締結日		令和８年９月２４日
契約金額		7,675,800　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	102

担当課	部課等名	情報政策課
	電話番号	０９８６－２３－２１２０
件　　名		ガバメントクラウド運用管理補助業務委託
業務等の内容		ガバメントクラウド上で運用される標準準拠システムの運用管理補助を委託するもので、ガバメントクラウド環境におけるアカウント管理、権限管理、監視設定及び障害対応等の運用管理を補助するものである。
契約の相手方	所在地	宮崎県宮崎市高千穂通一丁目６番３８号
	名　称	行政システム九州株式会社　宮崎支店
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当 本市の基幹業務システムは、国が推進する自治体情報システムの標準化・共通化への対応として、標準準拠システムへ移行する。 標準準拠システムは、基幹業務システムの標準準拠版として上記事業者が開発及び提供する後継システムであり、ガバメントクラウド上で運用するものである。 本業務は、標準準拠システムの構成、設定内容及び運用状況を踏まえて実施する必要があり、システム運用と密接に関連している。また、標準準拠システムは上記事業者が開発提供しているため、他の業者が本業務を履行した場合、行政事務に支障が出るおそれが高く、その際の責任の所在も不明確となる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契約締結日		令和８年９月２４日
契約金額		6,930,000　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	103

担当課	部課等名	情報政策課
	電話番号	０９８６－２３－２１２０
件　　名		MCWEL介護保険訪問調査モバイルV2保守業務
業務等の内容		MCWEL介護保険訪問調査モバイルV2の保守を行うもの
契約の相手方	所在地	宮崎県宮崎市高千穂通一丁目６番３８号
	名　称	行政システム九州株式会社　宮崎支店
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当
		本業務は、上記事業者が導入及び設定したMCWEL介護保険訪問調査モバイルV2の保守を行うものであり、同事業者でなければ本業務の確実な履行を期待できない。 仮に今回の業務を他の事業者に委託した場合、上記システムに不具合が生じ、行政事務に支障が出るおそれが高く、その際の責任の所在も不明確となる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契約締結日		令和８年９月２４日
契約金額		6,171,000　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	104

担当課	部課等名	スポーツ政策課
	電話番号	０９８６－２３－９５４６
件　　名		千葉ロッテマリーンズ秋季キャンプおもてなし業務委託
業務等の内容		千葉ロッテマリーンズ秋季キャンプの歓迎・地域活性化を目的として、同キャンプの受入準備、期間中の物品販売等イベントの企画・実施等を委託するもの
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市都北町５２２５番地１
	名　称	都城プロ野球キャンプ協力会
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当
		本業務実施に当たっては、プロチームのキャンプに係るおもてなし業務を熟知していることに加え、来場者へのおもてなし企画や広報活動等、千葉ロッテマリーンズ（以下「マリーンズ」という。）と連携した業務を実施するために、マリーンズとの関係を既に構築していることが求められる。 上記事業者は、令和４年度にプロ野球キャンプの誘致及びおもてなしをすることを目的に官民一体となって設立された組織である。また、キャンプを実施しているプロ野球チームとの招宴や会場装飾等を令和４年度から７年度まで毎年市と連携し実施しており、本年度もZOZOマリンスタジアムにおいて「都城DAY」の業務を実施し、本市のPRや来場者への情報発信等を行う等、既にマリーンズとの関係性を構築している。 以上の理由により、本業務を適切に実施できるのは、上記事業者をおいて他になく、上記事業者と随意契約するものである。
契約締結日		令和８年９月２５日
契約金額		3,690,500　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	105

担当課	部課等名	総合政策課
	電話番号	０９８６－２３－７１６１
件　　名		都城市新市誕生２０周年記念パレード貸切バス送迎等業務委託
業務等の内容		都城市新市誕生２０周年記念パレードの開催にあたり、都城市内に複数設けられたシャトルバス乗降場所からパレード会場まで、来場者用の貸切バスを運行するとともに、円滑なバス運行のため、各乗降場所における運行管理及びバス事業者間の調整業務を委託するもの
契約の相手方	所在地	宮崎県宮崎市松山1丁目１番１号 宮崎観光ホテル西館9階
	名　称	宮崎交通株式会社
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当
		パレード当日は、５万人以上の来場が予想され、パレード会場周辺には駐車場が乏しいことから、都城市内に複数設けられたシャトルバス乗降場所からパレード会場まで、多くの来場者を貸切バスで輸送しなければならない。しかし、貸切バス事業者１者だけではバスが不足するため、市内に本店または営業所を有するすべての貸切バス事業者から、各事業者の営業所等の所在地を考慮し割り当てを行い、バスを手配することとしている。 上記事業者は、県内最大のバス事業者で、本件パレードと同規模のイベントにおける人客輸送の実績があり、貸切バスの運行管理における専門的知識を有している。 このため、本市の道路交通事情に精通し、すべてのシャトルバス乗降場所からパレード会場までの貸切バスを運行するほか、他の事業者の貸切バスを含め、一括して運行管理を担うことができるのは上記事業者のみである。 以上の理由により、上記業者と随意契約するものである。
契約締結日		令和８年９月２８日
契約金額		8,360,500　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	106

担当課	部課等名	総合政策課
	電話番号	０９８６－２３－７１６１
件　　名		都城市新市誕生２０周年記念パレード貸切バス送迎業務委託
業務等の内容		都城市新市誕生２０周年記念パレード開催にあたり、高城生涯学習センターからパレード会場までの来場者用の貸切バスを運行する業務を委託するもの
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市高崎町縄瀬３５４９番地４０
	名　称	有限会社高崎観光バス
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当
		パレード当日は、５万人以上の来場が予想され、パレード会場周辺には駐車場が乏しいことから、都城市内に複数設けられたシャトルバス乗降場所からパレード会場まで、多くの来場者を貸切バスで輸送しなければならない。しかし、貸切バス事業者１者だけではバスが不足するため、市内に本店または営業所を有するすべての貸切バス事業者から、各事業者の営業所等の所在地を考慮し割り当てを行い、バスを手配することとしている。 以上の理由から、シャトルバス乗降場所のうち、高城生涯学習センターからパレード会場までの貸切バスを運行業務について、上記事業者と随意契約するものである。
契約締結日		令和８年９月２８日
契約金額		1,265,000　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	107

担当課	部課等名	総合政策課
	電話番号	０９８６－２３－７１６１
件　　名		都城市新市誕生２０周年記念パレード貸切バス送迎業務委託
業務等の内容		都城市新市誕生２０周年記念パレード開催にあたり、高城生涯学習センターからパレード会場までの来場者用の貸切バスを運行する業務を委託するもの
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市丸谷町２７０９番地３
	名　称	株式会社堂山
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当 パレード当日は、５万人以上の来場が予想され、パレード会場周辺には駐車場が乏しいことから、都城市内に複数設けられたシャトルバス乗降場所からパレード会場まで、多くの来場者を貸切バスで輸送しなければならない。しかし、貸切バス事業者１者だけではバスが不足するため、市内に本店または営業所を有するすべての貸切バス事業者から、各事業者の営業所等の所在地を考慮し割り当てを行い、バスを手配することとしている。 以上の理由から、シャトルバス乗降場所のうち、高城生涯学習センターからパレード会場までの貸切バスを運行業務について、上記事業者と随意契約するものである。
契約締結日		令和８年９月２８日
契約金額		1,056,000　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	108

担当課	部課等名	総合政策課
	電話番号	０９８６－２３－７１６１
件　　名		都城市新市誕生２０周年記念パレード貸切バス送迎業務委託
業務等の内容		都城市新市誕生２０周年記念パレード開催にあたり、都城市公設地方卸売市場からパレード会場までの来場者用の貸切バスを運行する業務を委託するもの
契約の相手方	所在地	鹿児島県曽於市財部町南俣１１２６０－７
	名　称	本村交通株式会社
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当
		パレード当日は、５万人以上の来場が予想され、パレード会場周辺には駐車場が乏しいことから、都城市内に複数設けられたシャトルバス乗降場所からパレード会場まで、多くの来場者を貸切バスで輸送しなければならない。しかし、貸切バス事業者１者だけではバスが不足するため、市内に本店または営業所を有するすべての貸切バス事業者から、各事業者の営業所等の所在地を考慮し割り当てを行い、バスを手配することとしている。 以上の理由から、シャトルバス乗降場所のうち、都城市公設地方卸売市場からパレード会場までの貸切バスを運行業務について、上記事業者と随意契約するものである。
契約締結日		令和８年９月２８日
契約金額		1,001,000　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	109

担当課	部課等名	納税管理課
	電話番号	０９８６－２３－２１２６
件　　名		令和８年度都城市納税お知らせセンター運用業務
業務等の内容		市税、国民健康保険税及び介護保険料の未納者に対して、自主納付の促進及び滞納の早期解消を図るため、電話による納付勧奨等を行う都城市納税お知らせセンターの運用業務を委託するもの
契約の相手方	所在地	東京都千代田区飯田橋三丁目11番13号
	名　称	株式会社サポータス
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当
		本業務の履行に当たっては、納税情報という機密性の高い個人情報の保護について、深い理解と架電により納税意識を高め自主納付へ導くという高い交渉技術が求められる。このため、価格競争の視点のみにとらわれることなく、業務体制、個人情報保護、業務実績など総合的な評価により決定することが望ましいため、指名型プロポーザル方式により選定を行うこととした。 本プロポーザルは１者から応募があり、当該１者による書類審査及び面接審査の結果、上記事業者を優先交渉者として選定した。 以上の理由により、本プロポーザルの優先交渉者である上記事業者と随意契約するものである。
契約締結日		令和８年９月２８日
契約金額		34,452,000　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	110

担当課	部課等名	道路公園課
	電話番号	０９８６－２３－２６１３
物品の名称		川の駅公園　特殊自転車
物品の詳細		川の駅公園のおもしろ自転車の購入
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市鷹尾５丁目１－２１
	名　称	宮崎県自転車商協同組合都城支部
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当 川の駅公園では、おもしろ自転車等の特殊自転車やマウンテンバイク等の各種自転車を多数保有しており、市内外の多くの子供連れ等の住人に親しまれている。 これらの各種自転車は、不特定多数の者が使用するため消耗も激しく、安全のための適切なメンテナンスが必須である。 上記組合は都城市内において自転車業を営む多くの事業者が在籍する組合であり、豊富な実績と技術を有している。また、川の駅公園の各種自転車の販売や修繕を長年行っているため、購入後の定期的なメンテナンスや故障した際に迅速な対応が可能である。 以上の理由により、上記組合と随意契約するものである。
契約締結日		令和８年９月２９日
契約金額		2,748,515　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	111

担当課	部課等名	商工政策課
	電話番号	０９８６－２３－２９８３
件　　名		都城市未来創造ステーション空調設備修繕
業務等の内容		都城市未来創造ステーションにおける空調設備について、部品取替及び調整等の業務を委託するもの
契約の相手方	所在地	福岡県福岡市博多区堅粕三丁目16番41号
	名　称	日本空調サービス株式会社　九州支店
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当 上記事業者は、当該施設の空調機器のシステム設計、施工及び保守点検業務を受託しており、既存の空調機器に精通していることから、本業務を確実に履行できる。 仮に他の事業者が本修繕を実施した場合、保守点検事業者と修繕事業者が混在することになり、保守点検事業者である上記事業者は本修繕の内容の詳細を把握できないため、システムに障害が生じたときに速やかな対応が行えず、施設利用に多大な影響を来す可能性があり、その責任の所在も不明確となる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契約締結日		令和８年９月３０日
契約金額		2,948,000　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	112

担当課	部課等名	商工政策課
	電話番号	０９８６－２３－２９８３
件　　名		都城市まちなか交流センター空調設備修繕
業務等の内容		都城市まちなか交流センターにおける空調設備について、部品取替及び調整等の業務を委託するもの
契約の相手方	所在地	福岡県福岡市博多区堅粕三丁目16番41号
	名　称	日本空調サービス株式会社　九州支店
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当 上記事業者は、当該施設の空調機器のシステム設計、施工及び保守点検業務を受託しており、既存の空調機器に精通していることから、本業務を確実に履行できる。 仮に他の事業者が本修繕を実施した場合、保守点検事業者と修繕事業者が混在することになり、保守点検事業者である上記事業者は本修繕の内容の詳細を把握できないため、システムに障害が生じたときに速やかな対応が行えず、施設利用に多大な影響を来す可能性があり、その責任の所在も不明確となる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契約締結日		令和８年９月３０日
契約金額		1,980,000　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	113

担当課	部課等名	道路公園課
	電話番号	０９８６－２３－２７７５
委託業務名		Ｒ８　臨整用　第１号　高木・広瀬線（広瀬工区）　用地調査等業務委託
業務概要		高木・広瀬線の道路改良における道路線形の変更に伴い、令和６年度に実施した建物等補償調査の報告書について、令和８年度の標準書単価にて工作物等の再算定を行うとともに残地内における倉庫の移転の検討を行うもの
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市一万城町４１号５番
	名　称	株式会社松川測量設計
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の２第１項第６号該当
		上記事業者は令和６年度に当該箇所の補償調査を実施した事業者であり、調査物件を熟知しており、合理的かつ迅速な移転工法案の作成が可能である。 また、自社の積算システムのデータを利用することで、業務の確実な履行が可能であることに加え、新たな業者に委託を行った場合と比較して、工期が１ヶ月程度の短縮でき、工作物等の調査を再度行う必要がないことから、経費について200万円程度の減が見込まれる。 以上の理由により、当初調査を実施した上記事業者と随意契約するものである。
契約締結日		令和８年９月３０日
業務委託料		2,145,000　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	114

担当課	部課等名	住宅施設課
	電話番号	０９８６－２３－３１０５
件　　名		R8社資交住施第1号　都城市公営住宅等長寿命化計画改定業務委託
業務等の内容		平成２４年に制定され、令和４年度の改定により令和５～１４年度を計画期間とした都城市公営住宅等長寿命化計画改定業務を委託するもの
契約の相手方	所在地	宮崎県宮崎市広島二丁目１０番２０号
	名　称	株式会社パスコ　宮崎支店
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当
		公営住宅等長寿命化計画策定指針に基づき、計画の見直しを５年ごとに行うことになっており、計画の改定には関連業務の実績に基づく、建築・設備の専門知識に加え、高度な技術力と経験を要するため、指名型プロポーザル方式により選定を行うこととした。 本プロポーザルの実施を通知し、その結果３者から応募があり、技術提案書に基づく書類審査を実施した。 書類審査では、あらかじめ規定されていた評価項目に基づき企画審査、能力審査及び価格審査を行い、審査の結果、上記事業者を優先交渉者として選定した。 以上の理由により、本プロポーザルの優先交渉者である上記事業者と随意契約するものである。
契約締結日		令和８年９月３０日
契約金額		16,808,000　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	115

担当課	部課等名	消防局総務課
	電話番号	０９８６－２２－８８８２
件　　名		都城市消防局庁舎非常用発電設備保守点検業務委託
業務等の内容		都城市消防局庁舎に設置されている非常用発電設備の保守点検業務を委託するもの
契約の相手方	所在地	宮崎県宮崎市大字恒久字原出口４４８８番４
	名　称	九州三菱電機販売株式会社宮崎支社
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当 現在消防局に設置している非常用発電設備は、三菱電機株式会社製の発電機及び三菱重工株式会社製のエンジンで構成されており、上記事業者が当初導入及び設置を行っている。そのため、仮に他の事業者へ本業務を委託した場合、事故発生時の責任の主体が、製品の不備によるものなのか、メンテナンス不良によるものか不明確になるおそれがある。 以上の理由により、上記事業者と随意契約をするものである。
契約締結日		令和８年９月３０日
契約金額		1,023,000　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	116

担当課	部課等名	消防局警防救急課
	電話番号	０９８６－２２－８８８４
件　　名		患者搬送用車両譲渡契約
業務等の内容		患者搬送用車両として、車両（救急自動車）１台を有償譲渡するもの
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市姫城町８街区２３号
	名　称	公益社団法人都城市北諸県郡医師会
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当
		令和８年度の車両更新に伴い廃車予定の救急自動車について、上記法人より、上記法人の運営する都城市郡医師会病院（以下「同病院」という。）にて患者搬送用車両として使用することを目的に、有償による譲渡依頼があった。 同病院は、消防法に定められた「傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準（実施基準）」を満たしているだけでなく、多数の救急傷病者受入実績を有し、都城圏域の救急医療の中心的役割を担っている。また、都城地区メディカルコントロール協議会の中心機関であり、救急行政の質の向上についても寄与している。このため、同病院の地域医療機関としての役割は公益性が高く、時価額での有償譲渡が妥当であると認められる。 以上の理由により、上記法人と随意契約するものである。
契約締結日		令和８年９月３０日
契約金額		1,430,000　円